

Student Personnel Services

学 生 へ の 支 援 と 厚 生 活 動

日本大学医学部

目 次

日本大学校歌	2
日大医科学生歌	3

学 生 生 活

＜禁則事項に関する事＞

医学部非 USB 三原則	6
医学部学生としての守秘義務について	7
著作権侵害行為について	7
20 歳未満の者の飲酒とアルコール・ハラスメントの禁止及び飲酒による事故の防止について	8
アンプロフェッショナルな行動について	10
学生生活におけるソーシャルメディア利用のためのガイドライン	12
敷地内及び周辺道路の全面禁煙について	16
通学マナーについて	16
通学定期乗車券購入方法	17
学生旅客運賃割引証（学割証）	17

＜事務手続きに関する事＞

学生生活に関する事務	18
奨学金制度	22

＜健康管理等に関する事＞

健康管理	26
学校において予防すべき感染症および出席停止の基準	27
診療費助成制度並びに安全保障制度	28
正課中に医学生の身体に影響をきたす傷害が発生した際の対応・発生時のフローチャート	29
課外活動における傷害事故発生時のフローチャート	30
学生支援室	31
一次救命処置(BLS)・AED について	32

＜施設利用に関する事＞

学生関係施設貸出時間について	36
学生寮・アパート・マンションの紹介	37
厚生施設	37
図書館利用案内	38
スキルズ・ラボラトリ(skills' laboratory)	41

＜サークル活動に関する事＞

サークル活動	42
医学部公認団体	43

＜その他＞

海外渡航について	44
休講措置について	45
大震災等での避難について	46
卒後臨床研修について	48
日本大学医学部同窓会について	49

学生生活関係内規等

規程・内規等	51
--------	----

キャンパスマップ・学部施設所在地	79
------------------	----

日本大学校歌

相馬御風 作詞

山田耕筈 作曲

Marcia energicamente (M.M. ♩ = 120)

日に日 に あ ら - た - に ぶ ん か の - は な - の さ か ゆ

く せ か - い - の くわ う や の - う え に あ さ ひ と か が

や く く に の な 負 ひ て ぎ ぜ ん と た ち た る だ い

が く に ほ - ん せ い ぎ と じ ゅ う - の き ひ ゃ う の も



〔山田耕筰全集第7巻(春秋社・昭和6年)より複写〕

日本大学校歌

相馬御風 作詞
山田耕筰 作曲

- 一、日に日に新たに 文化の華の
さかゆく世界の 曠野の上に
朝日と輝く 国の名負いて
巍然と立ちたる 大学日本
正義と自由の 旗標のもとに
集まる学徒の 使命は重し
いざ讃えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想
- 二、四海に先んじ 日いつる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎
栄ある歴史の 道一すじに
向上やまざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の 光を見よや
いざ讃えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想



日本大学校歌

日大医科学学生歌

- 一、見よ武蔵野の丘の上
富士をはるかにのぞみつ
天にそぼ立つ殿堂は
杏林の道究めんと
集いし我ら若人の
希望花咲く学舎ぞ
おゝ日大 日大医科
我らが母校
- 二、ああ秀麗の眉ひかる
若き学徒が身にひめし
清き誇りを誰か知る
永遠の生命求めつつ
あふれて紅き真心を
包む白衣に栄えあれ
おゝ日大 日大医科
我らが母校
- 三、いざもろともにたゆまざる
努力研鑽ひたすらに
医学日本興隆の
とうとき使命果さん
桜の章輝やかに
いでや母校の名を挙げん
おゝ日大 日大医科
我らが母校

学 生 生 活

医学部 非USB 三原則

私たちは「USBメモリ」を

① 持たない, ② 使わない, ③ 持込まない
ことを誓います。

医学部・板橋病院は、USBメモリ等、携帯可能な記憶媒体の使用を完全に禁止します。



使用禁止



患者の匿名化



啓蒙・教育の実施

※ 個人情報・機密情報の紛失・漏洩の当事者は、教職員・学生を問わず、
学則に基づき処分されます。

Nihon University School of Medicine・Itabashi Hospital

日本大学医学部・板橋病院

医学部学生としての守秘義務について

講義や実習で知り得た内容を不用意に口外してはいけません。特に「個人情報」の守秘は、医師を目指す者にとって厳守すべき基本的な事項です。

それはインターネット上でも同様です。故意であるか否かに関係なく、不特定多数が閲覧できる掲示板・ブログ・SNS 等へ書き込んだ内容によって他人を深く傷つけてしまったり、自分自身が被害にあう恐れがあることを理解し、軽率な書き込みをしないよう十分に注意を払ってください。

日本大学医学部生としての道徳的・社会的責任を自覚し、行動することを心掛けてください。

講義や実習で知り得た内容を故意でなくとも、他人に知らせてしまうことがないように、特に以下のような例について、普段より気を付けて行動してください。

例)

- 1 実習中に知った患者さんのことについて、登下校時のバスの中で友達と話をした。
- 2 実習中に知った事件の被害者の情報を自分のブログに書いた。
- 3 講義で聞いた特殊な患者のことを、他大学の学生に話をした。
- 4 付属病院に入院している有名人のことを、たまたま実習中に知り、そのことを電車内で友達に話した。

※個人情報・機密情報の漏洩をした者は学則に基づき処分されます。

著作権侵害行為について

学生の**著作権侵害行為が問題**となっています。

教科書等の著作物について、イメージスキャナー等を使用してデジタルデータに変換したものを他人へ譲渡する、販売する、あるいはSNS で公開する行為等は著作権侵害行為に当たります。

著作権法違反は、**民事的な損害賠償請求**の対象になるだけでなく、**刑事罰の対象**にもなります。本学部が定める「アンプロフェッショナルな行動」に該当する行為です。

著作権を侵害するような行為を絶対に行うことのないように教科書等の著作物の取扱いには十分に留意してください。

20 歳未満の者の飲酒とアルコール・ハラスメントの禁止 及び飲酒による事故の防止について

これからの学生生活において、さまざまな行事等で飲酒の機会が多くなると思いますが、昨今、各種報道機関等において学生（20 歳未満を含む）の飲酒による事故や飲酒の強要等が取り上げられ、社会問題となっています。このため、以下 3 点を厳守願います。違反した場合、サークル等においては、休部及び廃部を含めた措置を学生生活委員会で検討し、厳格に対処します。個人においても、場合によっては学則に基づき処分します。

1 20 歳未満の者の飲酒禁止

- ・20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されており、飲酒を勧めた人も法律で罰せられます。
- ・20歳以上であっても飲酒できない人に強要した場合も法律で罰せられます。

2 アルコール・ハラスメントの禁止

- ・飲酒の強要
- ・イッキ飲ませ
- ・意図的な酔いつぶし
- ・飲めない人への配慮を欠くこと
- ・酔ったうえでの迷惑行為

3 飲酒事故の防止

- ・危ないと感じる事があれば、迷わず救急車を呼んで下さい。命にかかわる問題です。体面や体裁より一人の命の重さを尊重して下さい。
重大な事故となり、あの時救急車を呼んでいればと思っても手遅れです。

事故があった際には、救急車を呼ぶことはもとより、関係する教職員（担任、サークル部長、学生課等）に報告して下さい。

また、アルコール・ハラスメント、困っていること、気になること等なんでも気軽に学生課や保健室に相談して下さい。プライバシーは厳正に守られます。匿名での相談も受けられるよう、学生相談箱やオンライン投書箱を設置しています。学生相談箱は学生課にあり、オンライン投書箱は医学部HPに掲載されていますので利用してください。

※ 1, 2 については、医師法により医師免許が交付されないこともあります。

※ 2, 3の詳細は次のページを参照してください。

●アルコール・ハラスメントの具体例

・飲酒の強要

上下関係、部の伝統、集団によるはやしたて、罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

・イッキ飲ませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

・意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうこと。傷害行為にもあたる。吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を事前に用意する行為も該当する。

・飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

・酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむくこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

●飲酒事故の対応

<酔いつぶれた場合の介護>

- ・絶対に1人にせず目を離さない
- ・体温の低下を防ぐ
- ・衣服を緩める
- ・横向きにさせ気道を確保し自然に吐かせる（嘔吐物で窒息するのを防ぐ）

<以下のような状態になった場合は、すぐに救急車を呼ぶこと>

- ・大きないびきをかいて、つねったりしても反応がない
- ・ゆずって呼びかけても、まったく反応がない
- ・体温が下がり、全身が冷たくなっている
- ・口から泡をふいている
- ・呼吸が異常に早くて浅い、または時々しか息をしていない
- ・尿や便の失禁

※症状は個人によって違うので、おかしいと感じたときは迷わず救急車を呼ぶこと

アンプロフェッショナルな行動について

モデル・コア・カリキュラムでは「医師として求められる基本的な資質・能力」の全10項目が臨床研修の到達目標として共有化されております。

全10項目第1項において、プロフェッショナリズムは、「人の命に深く関わり健康を守るという医師の職責を十分に自覚し、多様性・人間性を尊重し、利他的な態度で診療にあたりながら、医師としての道を究めていく」としており、倫理や複数の行動指針が具体的に示されております。

医師としてのプロフェッショナリズム教育は入学時より開始されます。そこで、本学ではアンプロフェッショナルな行動のカテゴリーを以下のように定め、問題行動が認められた場合には学年担任、学系分野担当教員、関連部署から指導を受け、それでも改善が認められない場合は学務委員会または学生生活委員会において当該学生に対して直接指導を行うことがあります。また、医師を目指す者として必要な資質が欠けていると判断された場合は、学生懲戒委員会にかけることがあります。

アンプロフェッショナルな行動のカテゴリー
遅刻・欠席など責任感がない
誠実に行動しない
礼儀に欠ける、基本的な挨拶をしない
学内／院内規則・指針を遵守しない
教員の指導に従わない
知識・技能の向上に対する努力に欠ける
情報の守秘義務に違反する
他職種との協働性に問題がある
患者さんや患者さんの家族に対する態度に問題がある
不正行為に関与する

アンプロフェッショナルな行動の具体例

遅刻・欠席など責任感がない
理解しがたい理由で欠席する
欠席理由を偽ったり、断りなく欠席・遅刻・早退をする
無気力・居眠り、健康管理不足（寝不足・飲酒による体調不良）、健康診断を受診しない
誠実に行動しない
発熱したにも関わらず臨床実習に参加するなど、虚偽の報告をする
連絡なく課題提出が遅延する
学校からのメールに返信しない
礼儀に欠ける、基本的な挨拶をしない
頭髮の乱れ、鋭利な爪、白衣や靴の汚れなど、不潔な印象がある
基本的な挨拶（おはようございます、ありがとうございました等）をしない
異文化に対する拒絶や差別的発言をする
講義や実習中、動画鑑賞やゲームをする
学内/院内規則・指針を遵守しない
患者や家族の守秘義務不履行、カルテ閲覧のルールを破る
マスクの着用など定められた感染対策、行動規制を遵守しない
教職員の指導に従わない
振る舞いについての指摘をされた時に謝らないなど、改善する姿勢がない
臨床実習中に所在が不明なうえ、連絡しても繋がらない
教員の呼び出しに応じない
知識・技能の向上に対する努力に欠ける
学修の努力がない
他の学生の資料をコピーする
情報の守秘義務に違反する
患者さんのプライバシー、個人情報を食堂やバスなど、学外で話す
多職種との協働性に問題がある
医療機関の医療従事者・事務職員への問題ある言動（暴言・嘲り・敬意の欠如・無視）をする
患者さんや患者さんの家族に対する態度に問題がある
臨床実習において患者さんや家族に対する不適切な言動、患者さん優先の行動の欠如
患者さんが乗るスペースがないのに、エレベーターから降りようとしめない
患者さんが困っている状況を、見て見ぬふりをする
不正行為に関与する（懲戒案件に該当する場合があります）
他者に害を及ぼす言動や SNS 等での不適切な書き込み
暴力的行為や人格を傷つけるようなハラスメント（ストーカー、いじめ）
試験でのカンニング
将来医師になるものとして不適切なアルバイト
違法薬物の所持や使用
犯罪に加担する
アルコールの誤用（飲酒運転、イッキ飲み、飲酒の強要）

学生生活におけるソーシャルメディア利用のためのガイドライン

【ガイドライン策定の目的】

このガイドラインは、医学部に学ぶ皆さんがソーシャルメディアの利用にあたり、利用上の注意・遵守事項や、内在する危険性を理解していただき、効果的かつ安全に利用してもらうことを目的としています。

【ソーシャルメディアの定義・対象】

ソーシャルメディアとは、ユーザーが情報を発信して形成するメディアのことを言います。ただし、このポリシーで定めるソーシャルメディアとは、技術革新に伴い新たに生み出された同種のメディアを含みます。

○代表的なソーシャルメディア

X (旧 Twitter), Facebook, LINE, ブログ, 電子掲示板, YouTube, TikTok, Instagram 等

【利用上の注意事項】

コミュニケーションツールであるソーシャルメディアは、リアルタイムな情報発信や情報の双方向性など優れた特性を有しています。しかし、情報ツールを積極的に活用するには、次の点に注意する必要があります。なお、法令違反があれば学則上の罰則をはじめ、犯罪行為として刑事罰を科される事や、また損害賠償を請求される場合もあり、結果的に学則上から停学や退学、医師法上から医師免許を交付されない、さらには免許を取り消されることがありますので十分に注意して下さい。

- 1 情報が拡散しやすく情報の完全削除ができない。
→リポストやシェアなどの情報共有機能により、発信者の情報が意図しなかった第三者に広がる可能性があるため、一度発信した情報を完全に削除することはできない。
- 2 自分が意図した通りに捉えてくれるとは限らない。
→日頃の身近な友人間の会話と同様に、気軽に情報を発信した内容が、それを閲覧した第三者に自分が意図しない捉え方をされて、結果として失言として取り扱われる場合がある。
- 3 情報が正しいとは言いきれない。
→ソーシャルメディアに流れる情報は玉石混交で、正しい情報ばかりではなく、デマや不明確な情報が、あたかも正しい情報として掲載されている。また、情報発信者が冗談で虚偽の情報を発信した場合も、情報の受け手によっては、それを事実と受け取る可能性がある。
- 4 娯楽性が高いメディアが存在する。
→ソーシャルメディアは、元々娯楽性を追求したメディアが存在しており、ゲーム自体が無償であっても、ゲームを進めるうちにアイテム購入等課金が発生する場合がある。
- 5 ソーシャルメディアへの依存が問題となっている。
→睡眠障害や時間感覚の喪失などの症状が見られる SNS 依存症や LINE 疲れなどが社会問題となっている。
- 6 本当に本人か分からない。
→ソーシャルメディア上では本人確認は難しく、なりすましや乗っ取りにより誹謗中傷、アフィリエイト（サイトで広告収入等を受ける仕組み）、詐欺目的に悪用される事例が散見される。
※特に学年グループラインを作る時は、対面で本人確認して登録することが望ましい。

7 ソーシャルメディアにおけるトラブル事例

→次頁参照（民事罰だけでなく刑事罰に問われることもある）

【遵守事項】

発言・投稿内容は個人の責任の下で行い、情報発信を行う際は、閲覧者に誤解を与えないよう、日本大学及び日本大学医学部の名誉を汚さない良識ある発言・投稿を心がけ、情報発信と対応に責任を持ってください。

その他、医学部の皆さんが SNS を利用する際の遵守事項は以下の通りです。

- 1 ソーシャルメディアの利用では、日本国の法令を遵守するとともに、留学や旅行などの海外渡航中においても、諸外国の法令や国際法規を遵守する。また、日本大学の学則をはじめとする学内規程を遵守する。
- 2 ソーシャルメディアの利用では、多様な価値観があることを認識し、他者を攻撃するような発言や不快な思いをさせるような発言はしない。
- 3 ソーシャルメディアでは、正確な情報を発信することを心掛ける。また、誤った情報を発信したときは速やかに訂正する。
- 4 大学で知り得た情報に、守秘義務が課せられている場合や機密情報が含まれている場合があるので、不用意に発信しない。学生個人が学外活動において関わる組織についても同様とする。
- 5 第三者による個人特定につながる情報やプライバシーに関する情報は原則発信しない。一度インターネット上に発信した情報は、完全に削除できないことを理解し、同意の無い他者の個人情報（画像等を含む）を提供しない。
- 6 医学部の学生として資質を問われかねないような軽率な、または立場を弁えない発言・投稿は控え、また必要以上に自身の個人情報（画像等を含む）を提供しない。
- 7 著作権の公正な取り扱いに注意する（校章、ロゴマークの無断使用等は禁止する）。

【トラブルに巻き込まれてしまった場合】

トラブルが起きた、トラブルになりそうだった場合やトラブルになりそうな情報を見つけた場合には、速やかに学生課に相談して下さい。

○学内の相談窓口

→医学部学生課 03-3972-8128（ダイヤルイン）

med.gakusei@nihon-u.ac.jp

○警察の相談窓口

→板橋警察署生活安全課 03-3964-0110

【出典、参考資料】

日本大学ソーシャルメディアポリシー

日本大学工学部ソーシャルメディアガイドライン

総務省「インターネットトラブル事例集（Vol.3）」

警視庁ホームページ

○ソーシャルメディアにおけるトラブル事例

1 加害者となる事案

	事 案	例 示
1	書き込みやメールなどによる誹謗中傷・なりすまし	①SNS に他人に対する誹謗中傷する内容を書き込む。 ②SNS 上で、他人の ID やパスワードを取得して、他人のふりをして発言などを繰り返す。 ＜注意＞ ①他人に対する誹謗中傷は、名誉棄損罪といった犯罪となる場合がある。 ②「なりすまし」行為は、不正アクセス防止法違反や名誉棄損罪など犯罪となる場合がある。
2	著作権法違反行為	ゲームの違法ダウンロードや動画の違法アップロードなど。 ＜注意＞ 違法ダウンロードなどは、著作権法改正に伴い、刑事罰が科せられる恐れがある。
3	代金請求や詐欺	無料サイトでの意図しない有料サービスやインターネットショッピングによる代金詐欺、ワンクリック詐欺による不当請求など。 ＜注意＞ 無料を謳っているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテム追加で料金が発生する。
4	アルバイト応募が招いた犯罪への加担	荷物を運ぶだけと説明されたアルバイトが実は闇バイトだった。しかも脅迫され、やめられなくなった。 ＜注意＞ SNS がきっかけとなり犯罪の手伝いをさせられるケースが起きています。簡単に安全でたくさん稼げる仕事なんてない！

2 被害者となる事案

	事 案	例 示
1	個人情報流出	氏名や住所、学校名など個人が特定できる情報が流出した。 ＜注意＞ 個人情報の流失理由として、SNS への安易な掲載（プロフィールでの個人情報を含む）や ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセスなどがある。また、Facebook での写真のタグもある意味で個人情報であり、また、写真の位置情報など、個人情報は多岐に亘るので注意が必要である。
2	誘い出しによる性的被害や暴力行為	SNS などでも知り合った人からの安易な誘い出しなど。
3	学年グループLINEに誤ったメンバーがいる	学年のみんなに一斉に連絡ができる便利なツールですが、知らない人がメンバーに入っていた。 ＜注意＞ グループLINE を作る際は、学年の学生以外が入らないようしっかり管理して作成する必要がある。

3 その他事案

	事 案	例 示
1	犯罪行為等の書き込み	自身が犯罪等を行ったとの書き込みをした。 ＜注意＞ 犯罪行為等はそれ自体許されるものではない。犯罪行為を行ったことを書き込むことで、犯罪として立件される可能性もある。また、それが虚偽であったとしてもソーシャルメディアのもつ拡散性からネット上では真実として伝播される恐れがある。
2	失言	SNS に自分の問題行動や過激な思想などの内容について書き込みをした。 ＜注意＞ 自分の問題行為等が虚偽であったとしても、ソーシャルメディアのもつ拡散性からネット上では真実として伝播される恐れがある。
3	他人に関するプライバシーの書き込み	情報を漏らすつもりがなかったにもかかわらず、友人等他の人のプライバシーに関することについて勝手に書き込みをした。 ＜注意＞ 自分の個人情報と同様に、親しい友人等であっても、そのプライバシーをネットで公開することは十分注意する必要がある。いったん掲載によるトラブルが発生すると、友人関係の断絶などの引き金になる可能性がある。また、書き込みだけではなく、Facebookでの写真のタグもある意味で個人情報であり、また、写真の位置情報など、個人情報は多岐に亘るので注意が必要である。
4	守秘義務が求められる情報の書き込み	アルバイト先で知り得る秘匿情報を漏えいした。 ＜注意＞ アルバイトであっても、業務で知り得た秘匿情報の漏えいは重大な問題である。過去の事案では、ネット上で激しいバッシングや個人情報の漏えいなど厳しい社会的制裁を受ける可能性がある。また、社会的制裁の他に、アルバイト先からの民事訴訟等のペナルティーが課される可能性がある。
5	アルバイト先などでの不適切な映像等の撮影・掲載	アルバイト先で、商品などを使って、不適切な映像等を撮影し、Facebook 等に掲載した。 ＜注意＞ 掲載された映像により、業務で知り得た秘匿情報の漏えいと同様にネット上で激しいバッシングや個人情報の漏えいなど厳しい社会的制裁を受ける可能性がある。また、社会的制裁の他に、アルバイト先が多大な損害を被った場合、損害賠償等の民事訴訟等のペナルティーが課される可能性がある。
6	SNS 依存症	SNS への依存により、睡眠障害、人間関係の崩壊、時間感覚の喪失などの症状が発生すること。

敷地内及び周辺道路の全面禁煙について

本学部は、予防医学及び健康増進を支援する医師の養成機関であり、特定機能病院を併設していますので、敷地内はもちろん周辺道路も全面禁煙とします。

通学マナーについて

本学部では立地条件から学生用駐車場が確保できないということや、万が一不法駐車をしてしまうと、近隣及び板橋病院の業務・緊急車両の通行にも支障が出てしまうことから**自動車・オートバイ・電動キックボード通学は禁止**とします。

●自転車通学する場合

1 駐輪場所

駐輪場所は、指定の学生専用駐輪場のみにになります。

- ① 基礎教育研究棟1号館 1階屋上
- ② 三角駐輪場

この学生専用駐輪場は通学するための自転車を停める場所ですので、無断で1週間以上放置していた場合や学生専用駐輪場に停めていない場合は、撤去・処分の対象になることがあります。

2 注意事項

- ① 自転車通学をする前に、自転車安全講習会を必ず受講してください。
- ② 駐輪場の許可は毎年度行いますので、学生課で手続きをしてください。
(継続の場合は、自転車安全講習会の受講を免除します。)
- ③ 継続して申請した場合は、古い許可シールを必ず剥がし、新しいものを貼ってください。
- ④ 駐輪許可シールは、後ろのフェンダー(泥除け)又はハンドルのどちらかに確認しやすいように貼ってください。
- ⑤ 構内では自転車から降りて通行してください。

3 法令等の遵守について

- ① 東京都の条例により2020年4月1日から自転車の保険が義務化となっておりますので、必ず加入してください。
- ② 道路交通法の改正により2023年4月1日からすべての人のヘルメットの着用が努力義務化となっております。
- ③ 道路交通法の改正により2024年11月1日から以下の行為が厳罰化されます。
 - (1) 自転車運転中のながらスマホ
違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金
 - (2) 酒気帯び運転及び幫助
違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

通学定期乗車券購入方法

1 購入方法について

通学定期乗車券の購入を希望する学生で、学生証の裏面に確認印がある人は鉄道会社の窓口で学生証を提示し、購入してください。入学時の経路から変更がある場合は、学生課で所定の手続きをしてから購入してください。

2 購入区間について

通学定期乗車券は、「自宅最寄駅」から「学校最寄駅」の最も経済的な経路による区間に限り購入できます。

また、実習のために学校最寄駅以外の区間の「実習用通学定期券」購入は、事前に学生課に経路の申請が必要となります。なお、アルバイト及び課外活動（クラブ活動）等の卒業に必要な単位修得以外の目的の場合は、乗車券、回数乗車券、通勤定期乗車券を購入してください。

適正でない区間の通学定期券を購入及び使用した際は、運送約款に基づき旅客運賃・増運賃を請求されるとともに、当該学生は通学定期乗車券の発行停止を受けることになります。

学生旅客運賃割引証（学割証）

1 学割証制度について

旅客鉄道株式会社（ＪＲ等各社）が指定した学生が旅客鉄道株式会社の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

2 必要枚数について

切符の有効日数内であれば、学割証1枚で往復券を購入することができます。

3 申込み方法について

学生課にある「学割証申込書」に記入し、申込みしてください。発行までに3日間かかるので、早めに申込みしてください。

なお、電話、郵送等による申込みは一切受け付けません。

申込み2日後に学生証を提示し、受取ってください。

有効期限は発行日から3カ月以内で、他人に譲ったり、不正に使用することは禁止します。

4 学生団体割引について（団体専用列車利用の場合を除く）

学生8人以上に引率教職員1人以上がすべて行程を同一にする場合に割引となります。

① 割引率

学 生 50%引き 教職員 30%引き

② 申込み期間

通常の列車・連絡船の場合、出発日の9ヶ月前から14日前まで。

③ 手続き

申込み用紙をＪＲの駅・旅行センター・旅行会社から受取り、その団体の責任者が学生課で手続きをし、購入してください。

#

2 証明書等の発行について

下記のとおり手続きしてください。

区 分	手数料(円)	発行日数	手続き等	提出先
学 生 証 紛 失 届 (再交付)	1,000	2 日間	申請書に記入し、会計課で手数料を納付し、申請してください。	教務課
在 学 証 明 書	100	3 日間		
卒 業 証 明 書	200			
卒業見込証明書	100			
退 学 証 明 書	200			
成 績 証 明 書	200	7 日間		
各種英文証明書 (オリジナル)	600			
各種英文証明書 (コピー)	200			
健康診断証明書	100	3 日間	申請書に記入し、会計課で手数料を納付し、申請してください。	学生課
感染症検査・予防接種証明書				
通 学 証 明 書	無料	当 日	実習用定期購入時に手続きしてください。	
学生旅客運賃割引証		3 日間	学割証申請時に手続きしてください。	
学生団体乗車申請書		7 日間	申込用紙を持参し、責任者が手続きしてください。	
病院見学等推薦書		3 日間	申請書に記入してください。	

※証明写真 中央写真室（基礎教育研究棟 地下1階）

- ・予約制（TELまたは直接申し込んでください）
- ・利用料金 220 円～（例：国家試験用・パスポート用など）
- ・中1日程度で仕上がり（土日祝日を除く）

3 施設等の使用について

下記のとおり手続きしてください。

区 分	手続き等	提出先
記 念 講 堂 使 用 願	使用する場合は学生課で許可印をもらい、庶務課に提出してください。	庶務課
厚 生 施 設 使 用 願	使用願を1か月前までに提出してください。 ※ P. 37 参照	学生課
機器・備品等借用申請書	機器・備品を借用する場合、事前に申請書を提出してください。	
施 設 使 用 届	使用する場合は、学生課で当月・翌月の予約入力をし、受付印をもらってから使用届を提出してください。	警備員室

4 事務分掌について

学生生活に関して各事務課で取扱う業務及び時間は下記のとおりです。

取扱い内容	担当課	取扱い時間
授業時間割の変更・休講・補講の連絡 定期試験・追再試験実施 入学・進級・卒業等学籍の異動 学生証の交付 証明書等の発行 医師国家試験 その他学務に関する事項	教務課 TEL. 03-3972-8125	平 日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後1時 日・祝日は休み
各種奨学金 健康管理・学生相談 講堂等借用 課外活動 氏名・現住所等変更 休学・復学・退学等手続き 学生寮 学生旅客運賃割引証発行 厚生施設の利用 落とし物・忘れ物・盗難 その他学生生活に関する事項	学生課 TEL. 03-3972-8128	
学費等納付金 再試験料納入 証明書等発行手数料納入	会計課	

5 学生証について

学生証は本学学生の証明であると同時に定期試験受験及び証明書の申請等の際に必要なため、必ず携帯してください。

① 更 新

毎年度配付する裏面シール（有効期間付き）を各自貼り替えてください。

② 再交付

紛失した際は、最寄りの警察や交番に届け出るとともに、速やかに教務課で学生証紛失届に記入し、再交付手続き（再交付手数料は1,000円）をしてください。

③ 返 却

卒業及び退学等により学籍を離れる際は、必ず教務課に返却してください。

6 学生への連絡について

学生への連絡及び案内はポータルサイト等で行います。授業及び試験等に関する事項が多いので、毎日確認するようにしてください。

なお、学生個人への電話の取り次ぎは、緊急な用件を除き受け付けません。

7 講堂及び機器備品の使用について

下記のとおり手続きしてください。なお、使用に関して変更が生じた場合は、ポータルサイト等でお知らせします。

① 講堂及び体育施設の使用

勉強会及びサークル等で講堂や体育施設を使用する際は、学生課にある講堂予約専用パソコンに入力をし、施設使用届に記入して学生課の受付印をもらい、警備員室に届け出てください。記念講堂を使用したい場合は学生課に相談してください。

予約は当月・翌月分を入力できます。

また、使用終了後は現状復帰して退出するようにしてください。

② 機器備品の使用

機器備品を使用する際は、学生課にある機器・備品等借用申請書に記入して学生課に提出してください。

なお、取扱いには十分に気をつけてください。

③ トレーニングルームの使用

使用可能時間は他体育施設に準じます。使用開始時、使用者は警備員室に身分証（学生証）を提出してください。使用終了時、使用者は警備員室に使用終了した旨を伝え身分証（学生証）を受け取ってください。

8 出退校管理システムについて

出校時・退校時に医学部本館教務課前に設置されているリーダーに学生証をタッチしてください。これにより出退校時間が記録されます。この記録は、学修支援・緊急対応時の安全確認等に活用します。

奨学金制度

奨学金について詳しく知りたい場合や家庭の経済状況が急変した場合は、学生課員に相談してください。

なお、学内奨学生・日本学生支援機構奨学生の募集は、毎年4～5月頃にメールで通知します。

主な奨学金の一覧

奨学金名	種別	金額	申請対象	参照ページ
日本大学創立 130 周年記念奨学金	給付	年額 30 万円	学部生	P21
医学部特定医療奨学金	貸与※1	月額 5 万円	学部 5, 6 年生	P22
医学部土岐奨学金	給付	年額 20 万円	大学院生 学部 2～6 年生	P22
医学部永澤奨学金	給付	年額 20 万円	学部 2～6 年生	P22
医学部同窓会 60 周年記念医学奨励金	給付	年額 30 万円	学部生	P22
医学部同窓会就学奨学金（貸与）※1	貸与	学費相当額	学部 5, 6 年生	P22
医学部同窓会就学奨学金（給付）	給付	利息相当額	学部 5, 6 年生	P22
日本学生支援機構奨学金（貸与型）	貸与	最大 月額 22.4 万円	大学院生 学部生	P23
日本学生支援機構奨学金（給付型）	給付	最大 月額 7.58 万円	学部生	P23
静岡県医学修学研修資金（日本大学貸与特別枠）	貸与※2	月額 20 万円	大学院 1 年生 学部 1 年生	P24

※1 随時募集される奨学金であるため掲示されません。利用を検討される場合は学生課に相談してください。

※2 返還免除規定があります。

1 日本大学の奨学金制度

日本大学創立 130 周年記念奨学金

（概要）

経済的理由により学費等の支弁が困難であり、成績・人格ともに優良な資質を持っている学生に支給します。

種別	金額	給付階数	人数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	30 万円	1 回 (再選考可)	若干名	① 学部生 ② 経済的支援を必要としていること。 ③ 修学意志が堅固で学業成績及び人物が優れていること。	5 月	① 申請書 ② 学費支弁者の所得証明書 ③ 成績証明書

2 医学部の奨学金制度

医学部特定医療奨学金

(概要)

小児、周産期、救急医療に従事する医師を志す学生を対象に貸与します。

種別	金額	給付期間	対象・資格	募集時期	提出書類
貸与 (※返還 免除有)	月額 5万円	最長 2年間	① 学部5, 6年生 ② 初期研修終了後、医学部附属病院又は日本大学病院で 特定医療(小児科、産科、救急科など)の医師を志す 意思が強固な者。 ③ 人物が優れ、優秀であること。	5月	① 申請書 ② 小論文 ④ 成績証明書

＊初期研修終了後、医学部附属病院で連続して4年以上勤務又は、大学院の横断型医学専門教育プログラムを修了。

医学部土岐奨学金

(概要)

故土岐勝人先生(医学部第1回卒業生)から寄贈された基金を運用して給付します。

種別	金額	給付回数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	20万円	1回	① 学部生・大学院生 ② 学業成績及び人物が優れていること。 ③ 特待生及びその他の給付奨学金を受けていないこと。	4月	① 申請書 ② 成績証明書 (大学院生は学部 分含む) ③ 健康診断書

医学部永澤奨学金

(概要)

故永澤滋先生(医学部第1回卒業生)の業績を顕彰するため同窓会から寄贈された基金を運用して給付します。

種別	金額	給付回数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	20万円	1回	① 学部生 ② 学業成績及び人物が優れていること。 ③ 特待生及びその他の給付奨学金を受けていないこと。	4月	① 申請書 ② 成績証明書 ③ 健康診断書

＊募集がない年もあります。

医学部同窓会60周年記念医学奨励金

(概要)

同窓会から寄贈された基金を運用して給付します。

種別	金額	給付回数	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	年額 30万円	1回	① 学部生 ② 学業成績及び人物が優れていること、又は学業成績及び人物に特に異論のない者で入学後第一保証人の事故等により学業の継続が困難になっていること。 ③ 健康であること。 ④ 特待生その他本大学における他の奨学金をうけていないこと。	4月	① 給付申請書 ② 成績証明書 ③ 同一生計者の所得 証明書 ④ 同申請理由書 ⑤ 健康診断書

医学部同窓会就学奨学金

(概要)

医学部同窓会就学奨学金には貸与と給付の2種類があります。いずれも医学部5,6年生を対象とし、同窓会及び奨学金の趣旨に協賛する者の寄付金から奨学金として支給します。

貸与奨学金は、不測の事態により学費等の支弁が困難な学生を対象に無利息で学費相当額を奨学金として貸与します。

給付奨学金は、医学部提携の教育ローンを利用し、かつ経済的理由により学費等の支弁が困難な学生を対象に、在学中の利子相当額を奨学金として給付します。

なお、どちらの奨学金も申請に当たっては、選考審査があります。

種別	金額	給付期間	返還の有無	対象・資格	募集時期	提出書類
貸与	学費相当額	1年間 (再選考可)	卒業後 5年以内	① 学部5,6年生 ② 不測の事態により学費等の支弁が困難であること。 ③ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。	随時	① 申請書 ② 不測の事態を証する文書 ③ 成績証明書 ④ その他必要書類
給付	利息相当額	1回 (再選考可)	元金返還有	① 学部5,6年生 ② 学部指定の金融機関において教育ローンの融資を受けていること。 ③ 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。 ④ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。	随時	① 申請書 ② 成績証明書 ③ 学費支弁者の所得証明書 ④ 身分証明書 ⑤ 学納金振込依頼書写

3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度

貸与奨学金

(概要)

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還します。申込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みしてください。

《学部生》

種別			金額	利子	給付期間	資格	募集時期	提出書類
貸与	第一種	自宅	20,000	無利子	最短修業年限	① 成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生	4 月	確認書 スカラネット入力用紙 成績証明書 他
			}					
		54,000						
		自宅外	20,000					
	}							
	第二種	64,000	有利子	① 学費等の支弁が困難である学部生 (120,000 円を選択した場合に限り、 希望により 40,000 円の増額が選択できる)				
20,000								
		}						
		120,000						

《大学院生》

種別		金額	利子	給付期間	資格	募集時期	提出書類
貸与	第一種	80,000	無利子	最 短 修 業 年 限	① 成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生	4 月	確認書 スカラネット入力用紙 成績証明書 他
		122,000					
	第二種	50,000	有利子		① 学費等の支弁が困難である学部生		
		150,000					

※予約採用候補者について

高校で「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受け取っている者は、決定通知の進学先提出用を指定期日までに学生課に提出してください。

なお、入学時特別増額貸与の候補者で「申告書」の提出が必要な者は、併せて提出してください。

学生課で進学先学校固有のパスワードを受け取り、インターネットによる手続きをしてください。

給付奨学金

(概要)

経済的理由により修学に困難がある意欲と能力のある学生に対し給付されます。貸与奨学金と違い、原則として返還義務はありませんが、採用にあたっては家計基準等(*)の選考審査があります。また、給付奨学金の支給対象となる学生は、授業料の減免も同時に受けることができます。

種別			金額	給付期間	対象・資格	募集時期	提出書類
給付	第Ⅰ区分	自宅	38,300	最短修業年限	① 学部生 ② 修学の意欲があり成績優秀で、学費等の支弁が困難である学生(家計の収入基準によりⅠ～Ⅳ*の区分に分けられます) ※Ⅳ区分は多子世帯に限る	4月/9月	確認書 授業料減免申請書 スカラネット入力用紙 成績証明書 他
		自宅外	75,800				
	第Ⅱ区分	自宅	25,600				
		自宅外	50,600				
	第Ⅲ区分	自宅	12,800				
		自宅外	25,300				
	*第Ⅳ区分	自宅	9,600				
		自宅外	19,000				

*家計基準について

給付奨学金の支援を受けるためには、一定の家計基準に該当している必要があります。該当の有無については日本学生支援機構ホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」(<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>)にて確認ができます。まずはこちらで該当するかを確認した上で申込みをしてください。

令和7年度からの多子世帯の学生に対する授業料・入学金の無償化について

令和7年度から多子世帯(扶養する子どもが3人以上いる世帯)の学生に対して、所得制限なく、大学の授業料等を国が定める一定額まで無償化(減免)する制度です。

詳細については、文部科学省ホームページから御確認ください。



4 学外の奨学金

静岡県医学修学研修資金(日本大学貸与特別枠)

(概要)

静岡県が日本大学医学部に在籍する医学生等を対象に、静岡県内の医師を確保することを目的として奨学金を貸与する制度です。

種別	金額	貸与期間	人数	資格	募集時期	提出書類
貸与 (※返還免除有)	月額 20万円	最短 修業年限	若干名	① 大学院に在籍する医師若しくは学部生(原則1年生) ② 将来医師として、静岡県内の公的医療機関等に勤務する意志のある者	4月	① 申込書 ② 学業成績証明書 ③ 健康診断書 ④ 履歴書 ⑤ 戸籍抄本

5 その他の奨学金

地方公共団体等奨学金・民間育英団体等奨学金

募集の時期は4～5月が最も多く、大学に募集の依頼があったものについては、学生課カウンター及びポータルサイトで閲覧できるようになっています。

6 教育ローン

医学部では、(株)オリエントコーポレーションと契約を締結しているため、提携教育ローンの取扱いが可能です。

健康管理

1 保健室について

保健室は大学設置基準に基づき設置されており、学生の皆さんが心身共に健康な状態で大学生活を送れるよう支援しています。

※なお、保健室での市販薬を含む常備薬等の取扱いには、法律で禁止されているため行っておりません。

[開室時間]

月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日（隔週） 9:00～13:00

2 定期健康診断と証明書の発行について

本学では、学校保健安全法に基づき毎年春季（4月）に定期健康診断を実施しています。学生には健康診断の受診が義務づけられていますので指定された期間に必ず受診してください。（費用は大学負担）なお、特別な理由がなく大学指定日の健康診断を受けない場合は、外部医療機関で健康診断を受け、保健室に健康診断書を提出していただくことになります。（費用は自己負担）健康診断の結果票は、後日、学年ごとに個別に配布します。再検査・精密検査・保健指導等の対象者には保健室より連絡しますので、指示に従ってください。

また、大学で実施した健康診断結果に基づき「健康診断証明書」を発行しています。証明書の発行をご希望の際には、学生課の窓口で申請書に必要事項を記入し、会計課で料金（1通100円）を支払い、保健室に提出してください。（健康診断証明書の申請と受領は本人のみ）※健康診断を受けていない学生は、学外実習や臨床実習等の参加が認められていません。また、健康診断証明書の発行もできませんのでご注意ください。

3 付属病院の受診について

付属病院を受診する際は、健康保険証・学生証・診察券を持参の上、午前8時30分より11時までに病院の医事課で手続きを行い、各科外来窓口で受付してください。なお、校友会準会員である学生は、診療費の助成が受けられます。詳しくは、学生課の窓口にお問い合わせください。

4 感染症対策について

医学部の学生は、臨床実習や研修等で、医療機関を利用する不特定多数の人々と接する機会があり、感染症に罹患すると自身の健康を害するだけではなく、患者さんに感染症を媒介する危険性が生じてきます。また、国内外の研修時には研修機関より抗体価やワクチン接種歴を求められることが増えています。

本学では感染症対策の一環として、入学時に感染症調査を行い、ワクチン接種歴や罹患歴を確認しています。更に1年次、4年次の4月に抗体価検査（費用は大学負担）を実施し、ガイドラインの基準を満たさない学生には任意で、ワクチン接種（費用は個人負担）を実施し、免疫を高めて臨床実習や国内外の研修等に備えています。

また、肝機能、腎機能検査（費用は大学負担）も行い、針刺し事故などの発生時や日ごろの健康状態の把握に役立っています。

① 抗体価検査項目

- | | | |
|----------------|---------------------|----------------|
| (1) 麻しん(はしか) | (2) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | (3) 風しん(三日はしか) |
| (4) 水痘(みずぼうそう) | (5) B型肝炎 | (6) 結核(血液検査) |

② ワクチン接種

抗体価検査実施後、ワクチン接種対象者には順次(1)～(5)のワクチン接種を実施します。ただし、強制ではありませんので、それぞれの学生がその必要性を理解した上で接種を受けてください。

※万が一、学校感染症に罹患した場合は、次頁を参照の上、速やかに対処してください。

学校において予防すべき感染症および出席停止の基準

学校保健安全法施行規則第 18, 19 条（令和 5 年改正）

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう、南米出血熱、ペスト	
	マールブルグ病、ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群（MERS）	
	特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症及び新感染症	
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（感染性胃腸炎などの流行を広げる可能性のある感染症）	

[学校において予防すべき感染症に罹患した場合]

- ・登校せずに速やかに各科目責任者及び実習担当者に、罹患のため欠席の旨を連絡してください。
- ・ポータルサイトのリンク集「病欠時の報告フォーム」に必要事項を入力してください。
入力内容を保健室で確認した後、必要に応じて登校の目安や注意点等を個別に保健室より連絡します。（保健室からの連絡は開室時間内に限る）
- ・上記の学校感染症に罹り、登校が可能になった際には*「学校における感染症報告書」を保健室にご提示ください。
なお、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の場合は医療の逼迫を回避するために「学校における感染症報告書」に替わる次のいずれか一つをご提示ください。
 - 処方薬の説明書（写）・・・日付と氏名の記載があるもの
 - おくすり手帳（写）・・・日付と氏名の記載があるもの
 - 自ら実施または、医療機関の抗原検査キットの陽性写真（日付と氏名を記載）を印刷した用紙
 - 医療機関の検査結果通知書（写）・・・日付と氏名、医療機関名の記載があるもの
- *「学校における感染症報告書」は医学部のホームページの学生向けツール⇒様式一覧よりダウンロードできます。
- ・本学では、診断書や学校における感染症報告書の発行は、親族以外の第三者によるものと定められていますので、ご注意ください。

診療費助成制度並びに安全保障制度

1 日本大学校友会準会員診療費助成制度について

この制度は、日本大学校友会会則に基づき、日本大学校友会準会員（学生）に適用されるもので、在学中の健康管理や疾病について、一定額の助成を行い、学生生活の安全を確保し、福利厚生の実現に資することを目的とした制度です。

現在、日本大学医学部附属板橋病院、日本大学病院、歯学部附属歯科病院、松戸歯学部附属病院、三島中央病院、寿泉堂総合病院、星総合病院、共立習志野台病院、千葉県済生会習志野病院、板倉病院、藤沢湘南台病院を指定病院としています。指定病院以外を受診には、この制度は適用されません。また、調剤薬局分、食事療養費、治療用装具などの自己負担分は除きます。

申請方法は、学生が指定病院を受診（入院）し、一部負担金を支払った領収書と、学生課にある「診療費助成申請書」に必要事項を記入し、学生課に提出してください。後日、指定銀行口座に振込まれます。

2 学生の傷害事故等に関する保障制度について

正課中やサークル活動中等に発生した事故に対し、経済的負担がかからないよう給付金を給付する事故救済制度があります。正課中やサークル活動等で事故にあった場合は、速やかに学生課に相談してください。

① 日本大学学生傷害事故等給付制度

日本大学では、学生の正課・課外教育中又は課外活動中に発生した傷害事故等に対して給付金規程を設けています。事故の発生後、2週間以内に学生課に相談してください。（P30、P31 参照）

② 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）（全員加入済）

医学部での教育研究活動は、学内に限らず附属病院をはじめ、学外の医療・福祉施設や運動施設等で行われています。また、国内外での選択実習や、短期留学等広い範囲で活動しているため、それらの活動中に発生してしまった事故に対し、学生の被害や加害事故を救済できるよう加入している保険制度です。

「学研災」では、正課中、学校行事中、キャンパス内にいる間、課外活動中の事故を補償し、また、学研災付帯賠償責任保険の「医学賠」では、医療関連学部の実習を含む国内外の正課、学校行事及びその往復における賠償について救済を行う保険です。具体的な対象範囲は加入者のしおりで確認してください。

また、保険事故が発生した時は、学生課で必要書類を確認のうえ、遅滞なく事故通知はがき（学研災）又は電話（医学賠）にて保険会社に通知してください。

③ 日本大学学生生徒等総合保障制度（任意加入）

学生の皆さんが問い合わせ先安心して学園生活を過ごせるように、大学としてさまざまな取り組みを行っていますが、全てを網羅することは難しく、特に私生活部分となると大学での対応ができません。日本大学では、学生数全国1位の利点を生かしこの制度を導入しました。

学生の24時間サポート、アパート火災、学費支弁者の事故等に対する保障制度です。

問い合わせ先：日本大学キャンパスサポートオフィス TEL. 03-5275-8008

正課中に医学生の身体に影響をきたす傷害が発生した際の対応 (針刺し・切創事故および皮膚・粘膜暴露事故等を含む)発生時のフローチャート

日本大学医学部		日本大学医学部	
学 生	指導教員又は担当教員 (1⇒2⇒3⇒4の手順で対応する。)	医療機関	学生課・教務課 担 任
傷害発生 直ちに、授業担当教員へ報告 (もしくは、授業担当者へ報告) ↓ 当該診療科受診	1. 医師の診察が必要と判断した場合は、当該診療科に診察依頼を行なう。 ↓ 血液等の暴露の場合 (1) 感染症暴露 [HBV, HCV, HIV及び梅毒関連]の可能性がある 場合は、各病院の感染対策マニュアルに則り、直ちに対応する。 (2) 感染症の有無に関わらず当日中に受診させる。 ↓ 2. 科目責任者へ報告する。 学生課及び教務課へ報告する。 ↓ 3. 関係書類を作成する。 (1) 針刺し・切創事故及び皮膚・粘膜暴露事故等の場合は、病院感染予防対策室に報告し、関係書類を作成する。 (2) 傷害事故報告書(学生課又は医学部のホームページから様式をダウンロード可) を作成し、原本を学生課、コピーを教務課に提出する。 ↓ 4. 必要に応じて、保護者に事故発生の経緯等の詳細を報告する。	各診療科 《板橋病院》 HIV以外の暴露：消化器肝臓病内科, 眼科等 HIVの暴露：血液腫瘍病内科等 《日本大学病院》 HBV, HCVの暴露：消化器内科等 その他の暴露 (HIVを含む)：内科等 《その他の病院》 当該病院の感染対策マニュアル等に則り、診療科を受診する。 ↓ 【緊急性の高い場合や受診する診療科が不明の場合】 以下に連絡し、指示を仰ぐ。 ・板橋病院 救命救急センター初療担当医 (内線 8500) ・日本大学病院 救急科担当医 (内線 3150) ・その他の病院については、医療機関の担当者の指示に従う。 ↓ 必要に応じて、保護者に症状・経過等を説明・報告する。	学生課及び学務担当と発生事実を共有する。該当学生の受診に際し、事務員が付き添う必要があると判断される場合には、事務員が病院に付き添う。 担任及び病院医事課に報告する。――→保護者へ連絡する。 ※ 経緯や症状などの詳細について、回答する必要がある場合は、担当教員や診療科医師との連絡を取り次ぐ。 ↓ 健康保険組合に使用許可の連絡 ↓ 医学部学生傷害事故等調査委員会で審議 (承認された場合) ↓ 日本大学本部へ申請 ↓ 日本大学本部から治療費(健康保険の一部負担金)給付
治療費の還付			

●課外活動における傷害事故発生時のフローチャート

※医学部公認団体が予め所定の手続きにより届出（行事届、合宿届等）をして行った課外活動中に発生した事故

日本大学医学部

	学 生	サークル部長	学生課
事故発生	1 医療機関受診 ※保健室相談可（時間内） 2 サークル部長へ報告 3 学生課へ報告・相談（時間内） 4 「傷害事故報告書」を作成し、サークル部長の押印をもらい、学生課へ提出する。 <u>（事故発生後2週間以内に提出）</u> ※期限内に提出されない事故報告書は給付の対象にはならない。 ※治療が180日を超える場合は、事前に学生課に相談する。 ※様式は学生課又は医学部HPからダウンロード可 【治療終了後】 5 「傷害事故等治療費給付願」を治療終了後、速やかに学生課へ提出する。 （提出書類） ・傷害事故等治療費給付願 ・領収書及びその他必要書類 ・振込先について 6 治療費の還付	1 日本大学学生傷害事故等給付制度の手続きについて指示をする。 5 日本大学本部へ傷害事故等治療費給付申請 6 日本大学本部から治療費給付（健康保険の一部負担金）	1 学生担当、担任及び教務課と発生事実を共有する。 2 届出受理 3 医学部学生傷害事故等調査委員会で審議（承認された場合） 4 日本大学本部へ傷害事故報告

学生支援室

医学部の6年間は医師としての知識や技術を学ぶだけではなく医師としての人間性や資質を磨く場でもあります。そのために医学生が超えなければならないハードルは高く厳しいものであり、人並み以上の努力も求められます。そのような6年間を乗り切るには常に健康で安定した心と体を保ちながら学生生活を送ることが大切です。

学生支援室では充実した学生生活を送るためのさまざまな相談に応じています。人間関係のトラブルや悩み事、ストレスや心身の不調、将来や進路の不安など、一人では解決が難しいと感じたときは遠慮なく学生支援室にご相談ください。

なお、相談内容の秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

【相談内容】

- ① 健康上の問題：体調不良、ストレス・気分の落ち込みなど心身両面にわたる問題、医療機関の受診方法。
- ② 人間関係の問題：友人、隣人、親子、異性との対人関係、自身の性格の問題など。
- ③ 修業上の問題：成績、勉強法、苦手科目の克服、将来の進路など。
- ④ 経済的・法律的な問題：生活費、授業料などに関する経済的な悩み、トラブル、事件。

【学生支援申し込み方法】

- ① 医学部の学生支援窓口（学生課）のコーディネーターに申し出てください。（内線 2141, 2142）
- ② 学年担任、保健室の担当者に申し出てください。

※相談の内容により、学生支援委員の医師やカウンセラー（臨床心理士）に相談することができます。

医学部以外でも日本大学本部の学生支援センターや、日本大学人権相談オフィスでも相談できます。相談員が常時在室しており所属学部を問わずご利用できます。ご希望の方は、直接連絡し相談予約をしてください。

日本大学学生支援センター（03-5275-8238 市ヶ谷駅下車徒歩2分 日本大学会館3階）



(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/)

日本大学人権相談オフィス（03-3221-2562）jinken@nihon-u.ac.jp

【障がい学生支援（合理的配慮支援）】

障害者差別解消法の施行に伴い、日本大学では基本方針及びガイドラインを制定し、学生支援室を中心に教務課、学生課、教員等が連携して、障がい等のある学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活を送れるように様々な支援を行っています。支援の詳細は、学生支援窓口にお問い合わせください。



(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/)

日本大学障がい学生支援に関する基本方針（P.71 参照）

日本大学医学部障がい学生支援ガイドライン（P.74 参照）

一次救命処置(BLS)・AED について

BLS (basic life support : 一次救命処置)

BLS は緊急の病態(心臓停止など)の認知, 救急医療 (119 番通報) システムの立ち上げとともに, 気道確保, 人工呼吸および心マッサージにより, 救命を試みる (心肺蘇生法) ということを目指します。特に AED(automated external defibrillator : 半自動式除細動器と訳す) による電氣的除細動 (電気ショック) や胸骨圧迫 (心臓マッサージ) が重要なので, 医学生であるならば早いうちにそのやり方を身につけましょう。医学部や板橋病院では, 定期的に心臓マッサージに関する講習会を開催しています。講習会に参加し, 一人でも多くの傷病者を救命しましょう。

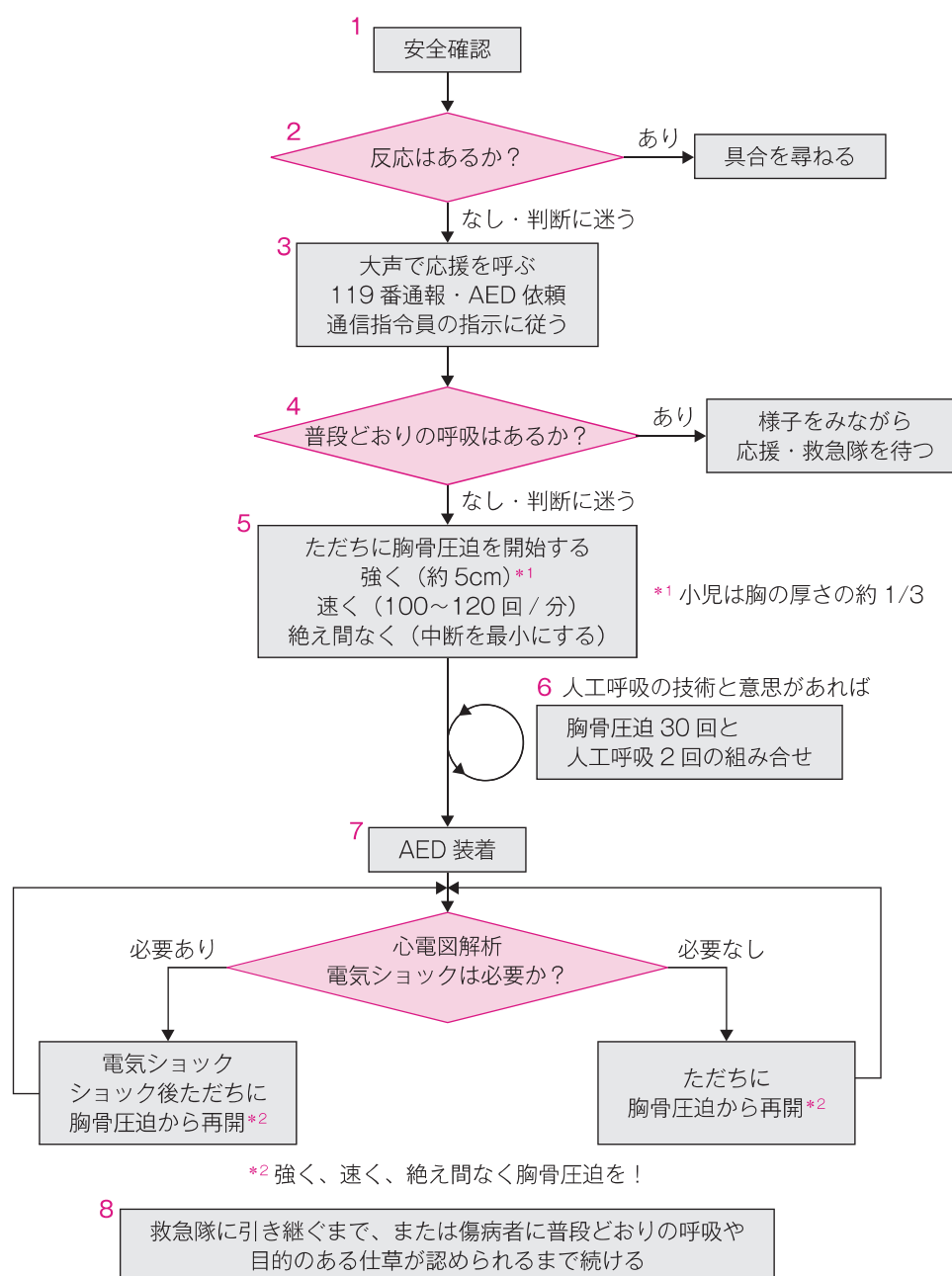


図5 主に市民が行う一次救命処置 (BLS) の手順

[JRC 蘇生ガイドライン2020より引用]
(転載時は上記からの引用として許諾を得てください)

AED を使用して BLS を行う

呼びかけをして反応が無く正常な呼吸をしていなければ、直ちに他の人を呼び、AED をとってきてもらいます。ゆっくりのしゃくり上げるような呼吸（死戦期呼吸と呼びます）は呼吸していないと判断して下さい。その後ただちに胸骨圧迫を開始して下さい。迷った際は胸骨圧迫を始めてかまいません。このときに救急に通報（119 番）してもらっても忘れないで下さい。人工呼吸は自信があり、感染症の心配の無いときに行ってください。AED が到着したらスイッチを入れると（ふたを開けると自動的にスイッチが入る種類もあります）、メッセージが始まりますのでそれに従い操作して下さい。

AED について

目の前で倒れた人の心臓は、心室細動という不整脈を起こしていることがあります。この状態では、心臓は機能していません。心室細動をそのまま放置すると救命が困難となるため、その場にいた人が対応する必要があります。心室細動に最も有効な治療は電気ショック（電氣的除細動）であることが解っていますが、それを行うことが出来る救急車を呼んでも、救急隊が現場に到着するまでには約 6-7 分かかってしまいます。そこで、近くにいる人が救命処置と電気ショックを行うことが出来るように AED が開発されました。AED は電気ショックが必要な心室細動という不整脈を判断し、実際に心臓に電流を流す装置であり、AED を使うことにより一般の方も救命行為を行うことができます。また、軽量で持ち運びができるため、倒れている人の場所まで運んでもらうことができます。医学生であれば、この AED が使用できることが周囲から期待されますので、実習などを通して是非とも AED を使えるようになって下さい。

AED の使用方法

AED の使用の第一歩は電源を入れることです。電源を入れると自動的に音声メッセージで操作手順を教えてください。その指示に従って行います。

1. 電源を入れます。
2. 電極パッドを傷病者の胸に直接貼ります。
 - ① 貼る位置は電極パッドにイラストが書いてあります。一方の電極パッドを右の鎖骨と乳頭の間
に貼り、もう一方を左の腋の下数センチの位置で左乳頭の側面に貼ります。
 - ② 傷病者が著しい汗をかいている場合は、タオルかハンカチで皮膚を拭いてからパッドを貼ります。
3. 電極パッドから出ているコードのソケットを AED 本体に取り付けると、AED が自動的に心臓のリズムを解析しはじめます。
 - ① 傷病者から離れて下さい。
 - ② まわりにいる人も傷病者から離れていることを確認して下さい。（ここで傷病者に触れると正確な解析ができなくなります。）
4. 電気ショックが必要ならば、「ショックが必要です、充電します」というアナウンスがあります。その後「ショックボタンを押してください」とのアナウンスが流れます。
 - ① 電気ショックボタンを押す前に、大声で「離れて下さい」と叫んでください。
 - ② だれも傷病者に触れていないことを確認したら、点滅している電気ショックボタンを押して下さい。

AED の種類によってはショックボタンが無く、自動的に電気ショックを開始する装置もあります。
5. 電気ショックを行った後は、直ちに心臓マッサージを再開します。2 分で AED の機械が再解析を始めますので、それまで心臓マッサージを続け、再び音声メッセージに従ってください。
6. 電気ショックの必要がない場合は「除細動の必要はありません、気道確保・呼吸を確認して必要であれば「CPR（心臓マッサージ）を開始して下さい。」とのアナウンスが流れます。

AED の外観



AED 使用方法

使い方はとても簡単です。

1.  電源を入れます
2.   パッドを貼って
コネクタを差し込みます
3.   音声に従い
ショックボタンを
押します

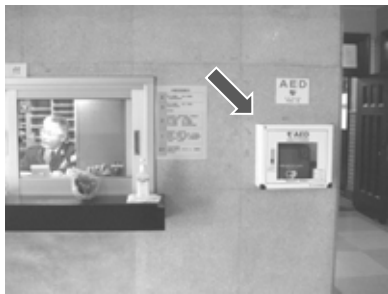
AED はこの様な専用の箱の中に入っています



AED の設置場所

医学部構内

1. 本館 1 階警備員室（内線 2200）
2. 基礎教育研究棟 1 階
3. 図書館棟 3 階
4. 体育館
5. 屋上運動場階段横



本館 1 階警備員室



基礎教育研究棟 1 階



図書館棟 3 階



体育館



屋上運動場階段横

板橋病院

1. 病院 1 階受付横(ATM 前)
2. 病院地下 1 階入り口 防災センター前（内線 3000）
3. 地下 1 階放射線受付前（内線 3070）
4. 地下 2 階リハビリ室入り口（内線 3970）

5 分以内に AED を使うことが理想です。AED が届くまでは、心臓マッサージを行います。緊急時には、病院担当医に電話して下さい。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 救命救急科担当 | 内線 8500 |
| 2. 救命救急センター | 内線 2800 |
| 3. 医学部代表 | 03-3972-8111 |

#

学生寮・アパート・マンションの紹介

地方出身や通学時間が長い学生にとって、生活の基盤となる良質で安価な住居を確保することはたいへん重要なことです。

各学生寮では、朝夕の食事提供や、寮スタッフが常駐しており、食生活や防犯面において学生が安心して生活を送ることが出来ます。

希望する学生は学生寮ガイドを学生課で受け取り、資料に記載されている入寮申込先に各自問い合わせてください。

日本大学医学部のHPの『学生寮・アパート・マンション』
(<https://www.med.nihon-u.ac.jp/student/dormitory.html>)



厚生施設

日本大学には自然環境に恵まれた研修所やセミナーハウスがあり、サークルの合宿等で利用ができます。詳細は日本大学厚生施設案内を参照してください。また、他学部の厚生施設も利用できますので、学生課に問い合わせしてください。

軽井沢研修所について

① 所在地

〒389-0102 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 1052-1

② 料 金

宿泊費（1泊2食付き）	学 生	4,200円	昼食代（別途）	400円
暖房費（11月～3月）	1名1泊	300円		

③ 予 約

- (1) 予約は、使用日1か月前の月初めから学生と引率教職員は学生課で受け付けます。
- (2) 夏季休暇期間中(7～9月)の使用は、別途期日を指定して一斉に受け付けます。

④ 使用手続き

- (1) 学生課で「予約申込票」及び「使用者名簿」を受け取り、使用希望日10日前までに学生課窓口
に提出・申し込みしてください。
- (2) 使用希望学生は、申請書類を学生課で受け取り、宿泊日の7日前までに会計課で納入してください。

図書館利用案内

日本大学図書館医学部分館は、医学関係図書を中心に蔵書数 208,355 冊（令和 6 年 3 月末日現在）を所蔵しています。

付属施設として病院や看護専門学校を有することから医学教育・医学研究及び医療と看護に関する教育・研究支援の他、医療技術や医療管理への支援も担っており、関連する図書も数多く確保しています。

図書館は規則と利用マナーを守ってご利用ください。

◎利用案内

1 開館時間

平日 9:00～22:00

土曜 9:00～22:00

※開館時間の変更は、その都度ホームページや掲示等でお知らせします。

2 休館日

日曜日、祝日、日本大学創立記念日（10 月 4 日）、年末年始、夏期休暇期間の土曜日、その他大学の行事等により臨時休館することがあります。

3 利用資格者

- ・医学部教職員（板橋病院・日本大学病院・看護専門学校を含む）
- ・医学部学生（大学院生・看護専門学校生を含む）
- ・日本大学他学部教職員及び学生
- ・医学部同窓会会員
- ・校友会正会員
- ・日大 i クラブ会員
- ・近隣医師会会員
- ・分館長が特に許可した者

4 入退館管理システム

① 入館について

入館の際、学生証（実習用カードは利用不可）による認証が必要です。

学生証不携帯の場合、入館できませんのでご注意ください。

② 認証方法

入館ゲートの右側にあるカードリーダーに学生証のバーコードをかざしてスキャンし、ゲートが開いてから 1 人ずつ入館してください。

◎資料の利用

1 館内閲覧

館内は自由に資料を取り出せるオープンシステムです。閲覧後は所定の場所に戻してください。

2 館外貸出

① 貸出期間：図書・製本雑誌・AV 資料 …… 7 日間

未製本雑誌・雑誌最新号 …… 翌開館日の午前 10 時まで

② 冊数：図書 …… 3 冊

製本雑誌 …… 5 冊

AV 資料 …… 2 点

未製本雑誌 …… 5 冊

雑誌最新号 …… 1 冊

③ 貸出延長：返却期限までに申し出があれば7日間（1回限り）延長できます。

④ 貸出禁止資料：PBL チュートリアル教育用図書（一部貸出可あり）

参考図書・禁帯出図書（辞書・事典・便覧・名鑑等）

ただし、青いラベルの付いた資料は貸出可です。

利用カード不携帯の場合は貸出できませんので必ず携帯してください。

3 返却

カウンターで図書館員の確認を得てください。閉館中に返却する場合は、正面玄関脇のブックポストに投函してください。ただし、AV 資料は必ずカウンターに返却してください。

4 貸出停止

貸出期限を過ぎても返却されない場合は督促（メール・電話等）を行いますが、それでも返却されない場合は、一定期間貸出停止の罰則が適用されます。

5 弁償

資料を紛失・汚損した場合は、同じ資料又は相当額代替本を弁償していただきますので判明した時点で速やかにカウンターに申し出てください。

◎図書館のサービス

1 レファレンスサービス

当館の利用方法、文献の探し方、所蔵と所在等利用者の質問に応えるサービスです。
分からないことがありましたらカウンターまでお尋ねください。

2 相互利用

- ・当館に所蔵していない資料が必要な場合は、日本医学図書館協会や他大学との提携により、各図書館に所蔵されている資料の提供を受けることができます。文献複写の受け取りは、カウンターで料金の支払いを済ませた後となります。料金は全て自己負担です。
- ・日本大学の各学部分館を利用することができます。必ず学生証を持参してください。
- ・他大学図書館の利用を希望する場合は紹介状が必要です。カウンターでお申し込みください。

3 資料の複写

① 資料を複写する場合は、カウンターで専用のコピーカードを購入し、館内 1 階コピーコーナーのコピー機を使用してください。

コピーカード [50 度数] 550 円. [100 度数] 1,100 円

モノクロ複写料金 1 枚 11 円

カラー複写料金 1 枚 66 円

- ・資料を複写する際は、十分注意して丁寧に取り扱ってください。万一、破損及び汚損等した場合は、速やかにカウンターに申し出てください。
- ・資料の複写が済みましたら資料返却用ブックトラックに返却してください。

※資料の複写の範囲は著作権法で許される範囲に限られます。

※当館所蔵資料以外の複写は著作権法第 31 条により認めていません。

② 図書館員に依頼する場合は、文献複写申込書に記入し、カウンターでお申し込みください。

モノクロ複写料金 1 枚 20 円

カラー複写料金 1 枚 70 円

4 医学部分館ホームページ

OPAC による蔵書検索の他、医中誌 Web, PubMed, オンライン・ジャーナル等のアクセスが可能です。その他様々な情報を公開していますのでご覧ください。

当館に所蔵している資料は、OPAC で検索してください。OPAC は機能が充実していますので、是非利用して学習にお役立てください。詳しい利用方法は図書館利用案内で紹介していますが、お気軽に図書館員にお尋ねください。

HP アドレス : <https://www.med.nihon-u.ac.jp/library/>

5 図書リクエストサービス

所蔵希望の資料がありましたら、所定の依頼書「図書リクエストカード」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。御要望に沿えるよう、検討させていただきます。

利 用 上 の 注 意

- ① 学生証を携帯していない場合は入館できません。
- ② 館内では静粛にし、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
- ③ 貸し出した資料の又貸しはしないでください。トラブルが発生した場合、資料を借りた方の責任となります。
- ④ 館内は禁煙です。また、館内での食物摂取も禁止です。
ただし、密閉性のある蓋付き容器（ペットボトル、ボトル缶、マイボトル）についてのみ許可します。
飲料摂取時以外は机の上に置かずカバンの中に入れてください。資料が汚損する恐れがある容器の飲料は認めません。
- ⑤ 携帯電話・スマートフォン等での通話は禁止です。必ずマナーモードにしてください。
- ⑥ 館内ネットワークによるソフトウェアのダウンロードは禁止です。
- ⑦ 貴重品は必ず身につけてください。紛失・盗難の責任は負いません。
- ⑧ 荷物を置いて席を占領しないでください。荷物を放置した場合は遺失物として取り扱います。
- ⑨ 図書館員の指示や注意及び館内規律を守ってください。

スキルズ・ラボラトリ (skills' laboratory)

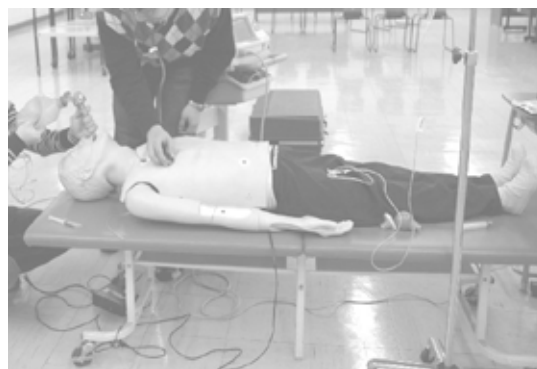
近年の医学教育では、臨床参加型実習の拡充が全国的に進められ、臨床実習を行う医学生は患者さんと接する機会が増加しています。さらに、2020 年度より国家試験にも実技試験 (OSCE) が導入され、単なる知識の習得だけでなく、より実践的な技能を身に着けた医師の育成が求められています。このような状況において、医療安全の観点から、臨床現場を想定した環境でシミュレーションによるトレーニングを積むことが非常に重要となっています。

日本大学医学部は、総面積 278 m²の広さを持つスキルズ・ラボラトリ (skills' laboratory) を 2007 年 5 月に開設しました。場所は基礎教育研究棟の 4 階で、医学生、研修医、看護師やその他メディカルスタッフの方が随時トレーニングを行えるよう、様々なシミュレーション機器を取りそろえており、主に医学生や看護学生・看護師の実習、研修医の実習などに利用されています。実技試験の前には、練習が出来るようにシミュレーション機器の開放もしています。また、救急医学系救急集中治療医学分野で実施している AHA (American Heart Association) 認定 BLS プロバイダーコース、救急医学会認定 ICLS コース、日本救急医学会 ICLS 指導者養成ワークショップなどの学外向けトレーニングにも活用されています。

今後の社会情勢を踏まえて、学生が授業時間外にもシミュレーション機器を使用することが出来るよう調整していきます。(予約制)

連絡先：教務課

場 所：基礎教育研究棟 4 階



サークル活動

1 サークル活動がもたらす効果

大学におけるサークル活動は学生の自由意志によって運営され、これらの活動は大学生としての人間形成の上で重要な役割を担っています。さらにサークル活動は部員個々が同一目的を達成するための責任と役割分担の共通意識が醸成させる機能を有しています。

本学部は、1 学年 1 クラスの少人数でありながら、サークルに多くの学生が加入していて、学生はサークル別で行動をとるケースが多く、学生のニーズがサークル毎に大きく異なることになります。そのために大学は学生のニーズに応じた学園生活の多様化について配慮をしています。

なお、サークル活動に際しては常に安全確保に努め、不慮の事故防止に十分の努力をするよう喚起しています。

2 サークル活動に対する見解

本学部の教育研究上の目的達成のために正課教育とは異なった側面から人間形成を図る課外教育活動を重視するものであり、特にサークル活動は学生の実践的体験から社会生活上必要な自立性、協調性、指導性を習得する場と認識しています。

本学部は、以上の見解に基づいてサークル活動を大学教育の一環として位置付け、これを支援します。学生には、安全を確保し秩序と責任ある行動をとることを望みます。

3 不慮の事故への対応

大学は、学生の課外教育活動を奨励し補助金の支給や施設の整備等を行うと共に、学生に対しては不慮の事故を未然に防ぐために万全の安全対策を行う責務があります。一方、学生自身にも安全確保の義務があります。無理な活動等によって生じた事故に対しての過失責任はサークル又は個人が負う場合があるので、安全確保には常に注意を怠らないようにしてください。

4 合宿に関する注意事項

① 事故防止対策

- (1) 公認サークルが学外で合宿を行なう場合には、事前に必ず届け出をしてください。
- (2) 合宿計画を立案する際にサークルの指導教職員と綿密な打合せを行ない（報告・連絡・相談）、特に無理のない日程、合宿方法、気象条件等に十分に配慮してください。
- (3) 合宿参加予定者にはあらかじめ身体検査等を行ない異常者に対しては取り止めさせるよう指導してください。
- (4) 合宿期間中は救急医療品を携帯させ、また簡単な救急方法を全員に指導してください。
- (5) 健康保険証（又は写し）を持参してください。

② 事故処理対策

- (1) 事故者を速やかに医療機関へ搬送させるための適切な処置をしてください。
- (2) 大学（指導教職員）、事故者の家族、警察署、その他関係機関に事故発生を通報連絡してください。
- (3) 事故現場の状況を正確に記録してください。
(時間・天候・事故現場の図面・証拠物件・目撃者の氏名・住所等)
- (4) 警察署の事故調査を行なってください。
- (5) 責任者は事故状況報告を事故発生後速やかに学生課に提出してください。審査の後、ケガ等による外来診療費・入院費等の助成を受けることが出来ます。

医学部公認団体 (令和7年4月現在)

体育団体

No.	サークル名
1	硬式テニス部
2	ソフトテニス部
3	バドミントン部
4	バレーボール部
5	バスケットボール部
6	ゴルフ部
7	サッカー部
8	ラグビー部
9	柔道部
10	剣道部
11	空手道部
12	ブラジリアン柔術部
13	弓道部
14	準硬式野球部
15	水泳部
16	スキー部
17	陸上競技部
18	山岳部
19	自動車部
20	軟式野球部
21	アメリカンフットボール部
22	卓球部
23	硬式野球部
24	フットサル部

文化団体

No.	サークル名
1	音楽部 (キャノンボール)
2	写真部
3	美術部 (休部)
4	L.M.C (Light Music Club)
5	IFMSA-日大 (International Federation of Medical Students' Associations 日大)
6	ME 研究会 (Medical Engineering)
7	室内楽アンサンブル部
8	演劇部 (休部)
9	天文・無線同好会
10	ダンス研究会 (DynaMiC)
11	n-CME (nichidai-Collegium Medicum Experimentum)
12	ACLS (Advanced Cardiovascular Life Support)
13	東洋医学研究会
14	料理部
15	小児糖尿病キャンプ部
16	ほーかご心電図くらぶ
17	e スポーツ部

医学部ホームページ サークル紹介

(<https://www.med.nihon-u.ac.jp/student/suishinkai.html>)



海外渡航について

1 渡航手続

渡航手続には査証や在留許可（一般的にビザと呼ばれるもの）の申請や、航空機等の手配があります。指示に基づき進める場合と各自で準備が必要な場合があります。査証等の取得には時間がかかりますので、十分確認し余裕を持って手続を終えておくようにしましょう。また、学部・研究科で定める海外渡航の手続に従い、海外渡航届・輸出管理事前確認シート（P.16）や外務省「たびレジ」への登録、その他定められた部署への届出を行ってください。

2 安全管理・健康管理

日本と異なる環境で学び、生活をしていくと、様々な問題やトラブルが発生することがあります。普段なら難なく解決できる問題でも、言語や文化の違いにより困難が生じることがあります。安全面や健康面でのトラブルが起こる可能性も日本で生活しているときよりも高くなることが多いです。

「自分にはそんなことは起こらないだろう」や「問題が起きてから対処すればいいや」などと思わず、知識を得て、事前の備えを行うとともに、海外留学中も常に安全・健康に留意しましょう。

知識を得るためには、書籍やインターネットを活用するとよいでしょう。外務省の海外安全ホームページでは、海外に滞在する日本人に向けた注意事項をまとめたリーフレットやビデオ、また国ごとに最新の安全情報を見ることが可能です。また、指導教員や過去に海外留学を経験した友人や先輩後輩などからも話を聞くことも有益でしょう。

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

事前の備えについては、必ず海外旅行保険に加入し、その内容とトラブルが起きた時の対応の方法を確認しておきましょう。また、緊急時の連絡手段として海外で利用できる携帯電話やスマートフォン、PC等を用意し、日本にいる家族や大学等にその連絡先を伝えておいてください。

また、海外留学中に体調を崩すと不安になり学業に集中できなくなることがあります。出発前に体調を十分に整え、必要な治療等は済ませておきましょう。海外留学中は栄養、休養をしっかりととり、規則正しい生活で無理をしないことが大事です。

日本大学HPより抜粋 <https://www.nihon-u.ac.jp/international/guide/detail/>

休講措置について

やむを得ない理由で授業が休講となる場合は、原則としてポータルサイト等によって連絡することとする。休講となった授業については、後日必ず補講を行うので、メール等を注意すること。

なお、非常時における授業対応については、以下により休講措置をとる。

1 気象警報の発表に伴う場合

台風等により、気象庁から東京都（離島を除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県いずれかに気象警報が発表された場合、授業の取扱いは次のとおりとする。

①学生の登校前

(1) 「特別警報」（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪のいずれか）

ア 午前6時の時点で発表中の場合、午前の授業を休講とする。

イ 午前10時までに解除された場合、13時から開始する。

ウ 午前10時の時点で発表中の場合、終日休講とする。

(2) 「暴風警報」（大雨、洪水、大雪、暴風雪、波浪、高潮を除く）

台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、決定する。

②学生の登校後

(1) 特別警報

直ちに全ての授業を休講とする。

(2) 暴風警報

台風の進路や交通機関の運行等の状況を勘案した上で、授業の休講を決定する。

河川の氾らんや道路の冠水、交通機関の運休などにより、直ちに自宅へ帰宅することが危険であると判断した場合は、教職員の指示により、学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

2 交通機関のストライキに伴う場合

首都圏の鉄道各線全てがストライキの場合、または首都圏のJR線・東武線・西武線のいずれかがストライキをしている場合、休講措置をとる（国際興業バスが運転されている場合を含む）。

(1) 午前6時までにストライキが解除された場合、通常授業を開始する。

(2) 午前10時までにストライキが解除された場合、午後の授業（4限目）から開始する。

(3) 午前10時までにストライキが解除されない場合、終日休講とし、後日補講を行う。

3 その他災害が発生した場合

災害等非常時における授業実施に関しては、学生の安全及び交通機関の影響を考慮し、学部において決定する。

4 情報の取得

各自でテレビ・ラジオ・インターネット等の手段を用い、NHKの報道及び気象庁ホームページから情報を取得し、災害等への備えをとること。

5 休講措置等の通知方法

非常時における連絡は医学部ホームページへの掲載及び教務課からのポータルサイトにより行う。

6 通学が困難な場合

休講の対象とならない気象警報等や気象現象または地震による交通機関の運行休止などで通学が困難な場合の授業欠席、もしくはそれらを理由とする遅刻は、公欠に準じた取扱いをする。手続方法は、教務課に問い合わせること。

7 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

8 補講

休講となった授業については、後日補講を行う。

学事日程上、調整が困難なときは、土・日・祝日を補講日にあてる。

大震災等での避難について

無理に自宅に帰ろうとせず、冷静に対応してください。避難方式は、以下の内容を原則としますが、発災時の状況に応じて、避難場所へ直接避難するなど、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図ってください。被害の状況によっては、大学を避難場所とすることもあります。

医学部にいる場合

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや、建物の倒壊等により避難する必要があるときは、原則として、医学部 1～3 年生、看護専門学校 1～2 年生は同級生と一緒に一時集合場所である駐車場のグラウンドへ避難し、医学部 4～6 年生、看護専門学校 3 年生は、同級生と一緒に一時集合場所である図書館前広場へ避難します。一時集合場所へ避難後も危険が及ぶ場合は、「避難所」となる最寄りの区立小学校（大谷口小学校や板橋第十小学校）へ避難します。

避難所に大火災等の危険が迫った場合や、避難勧告が出された場合、まち全体に火災が拡大し生命に危険が及ぶと判断された場合は、「広域避難場所」（城北中央公園一帯）に移動します。

※建て替え工事の進捗によって変更となる場合があります。

※注意点

「避難所」と「広域避難場所」

避難する場所は、そのときの状況に応じて、「避難所」と「広域避難場所」の 2 種類があります。家屋の倒壊や焼失などで被害を受けた人や、被害を受ける恐れがある人を応急的に受け入れるための場所が「避難所」です。「広域避難場所」へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所でもあります。まち全体に火災が拡大し生命に危険が及ぶ場合は、「広域避難場所」に避難します。

日本大学病院にいる場合

千代田区は、東京都の調査により、震災時に大規模な延焼火災の危険性が比較的少ないとされ、そのため、区内全域を広域的な避難を要しない地区内残留地区と指定しており、広域避難場所の指定が解除されています。

地震発生の際、すぐに避難を開始するのではなく、病院に留まり、被災状況を把握してください。

●災害用安否報告●

災害時ライフライン等の確立後、自身の安全が確保されたら以下の Google フォームから安否報告をしてください。



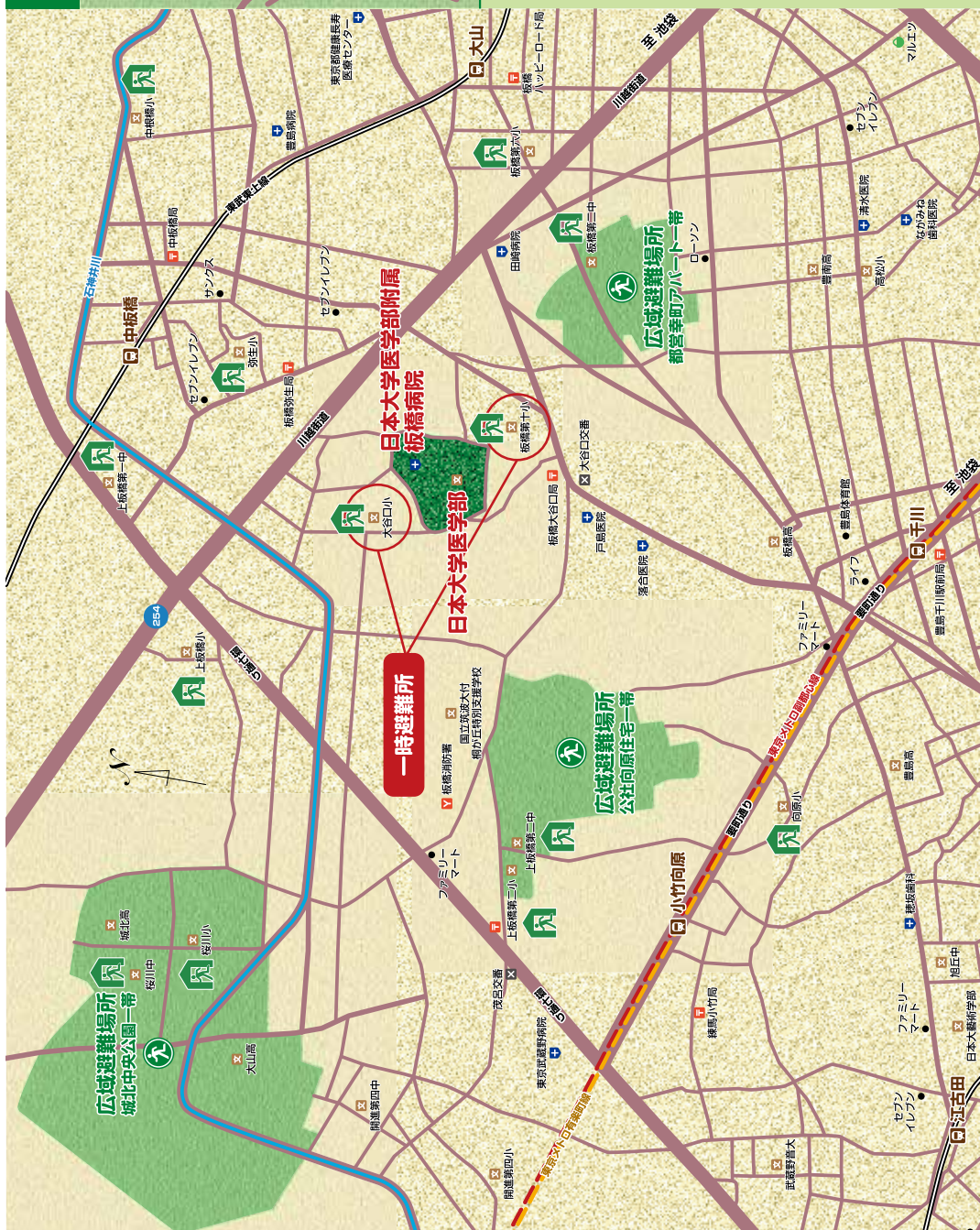
<https://forms.gle/hwzb96qP4nKnJeHU9>

医学部
⇒ 1～3年生：運動場
⇒ 4～6年生：図書館前広場
⇒ 看護専門学校：1～2年生：運動場
⇒ 3年生：図書館前広場

※避難後は大学の指示に従って行動してください。

種別	☐ 大学院	☐ 医学部	☐ 看護	☐ 教職員
氏名	生年月日			
学番番号				
緊急連絡先				
住所				
電話番号				
持病	あり なし	常用薬	あり なし	
アレルギー	あり なし	()		
血液型	A B O AB / Rh (+) · (-)			
自宅近くの災害場所				
家族との持ち合せ場所				
家族と共有して使用してはならない				

※記入には油断のべを要用してください。



- 外へ逃げるときはあわてずに
- エレベータは使わず、階段を使いましょう
- 狭い路地やブロッケン、自動販売機には近づかない
- 避難前には再度電気・ガスの安全確認を行いますよう
- 避難は徒歩で行いましょう
- 避難はみんなで協力しましょう
- 正しい情報による確かな行動をとりましょう

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 西武池袋線 | 江古田駅まで | 徒歩32分 |
| 東武東上線 | 大山駅まで | 徒歩20分 |
| 東京メトロ | 小竹向原駅まで | 徒歩20分 |
| 東京メトロ | 千川駅まで | 徒歩25分 |

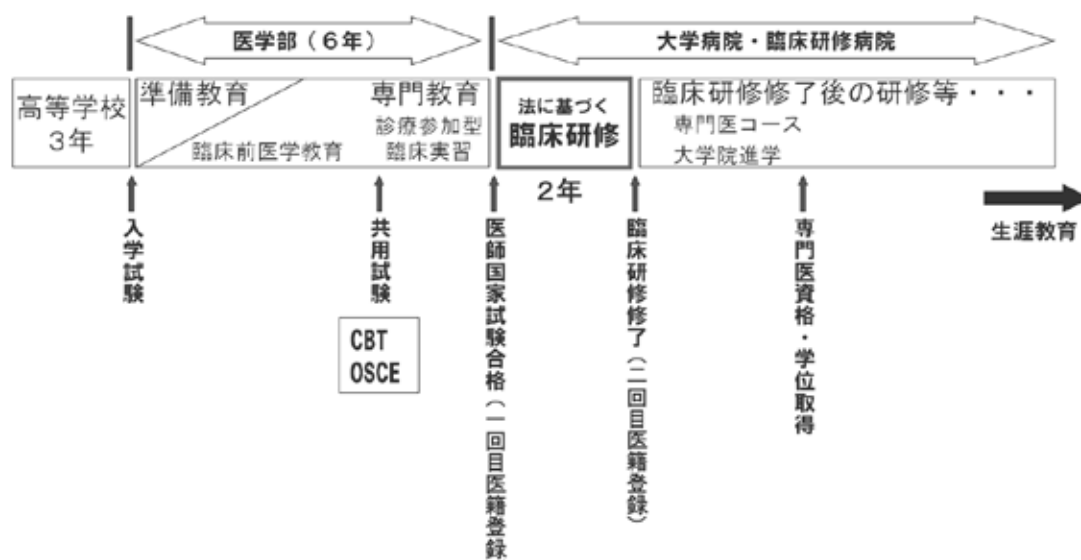
卒後臨床研修について

1 臨床研修制度の概要

① 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修（医師法第 16 条の 2）

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければなりません。



② 臨床研修の基本理念

臨床研修は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としています。

③ 医師臨床研修マッチング

研修医マッチングとは、医師国家試験合格後の2年間の初期研修を実施する病院を決定するシステムです。医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を行う病院（研修病院）の研修プログラムとを研修希望者及び研修病院の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組み合わせを決定します。マッチングの成績評価には病院独自の小論文などの試験、面接に加え、大学時の成績、CBT 結果が利用されるため、自分が希望する病院で研修するためには在学中より将来を見据えた学習、意識が必要です。

④ 臨床研修修了後の進路

2年間の初期臨床研修修了後は、19の基本領域専門医（内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療科）を取得するため、自分の専門となる各診療科に在籍するとともに、日本専門医機構に認定された専門医取得プログラムに帰属します。本学部では「専修医」と呼称し、多くの症例経験、専門的知識の取得、臨床技術の向上を目指して修練します。

日本大学では附属病院及び関連施設において、効率的に高度医療の研修と地域医療研修、専門医の取得や基礎または臨床研究ができます。加えて横断型医学専門教育プログラムでは、大学院生として学位取得するとともに、各学会の専門医を修得可能なシステムが構築されています。

日本大学医学部同窓会について

同窓会副会長・総合診療学分野 高山 忠輝
同窓会学生会員連携委員会 委員長 阿部百合子

日本大学医学部同窓会とは

日本大学医学部同窓会は、同窓会員相互の親睦をはかるとともに、日本大学医学部を後援し、あわせて学術の研修により、会員の医学知識並びに社会的向上を期することを目的としています。会員の構成は、正会員は日本大学医学部及び大学院の卒業生、学生会員として日本大学医学部及び大学院に在学する者になります。すなわち、日本大学医学部の学生は同窓会の会員です。

同窓会の主な活動

同窓会は親睦団体であり、会員からの会費納入、その他の寄付により運営が行われます。事務局は、図書館棟 2F にあり、会議室、同窓会長室が併設されており、同窓会活動の拠点となっています。

同窓会は、医学部が行う事業に対する後援を行うことはもちろんですが、同窓新聞の発行、ホームページなどの広報活動、同窓会会員名簿の作成、日本大学の他学部や他大学同窓会との交流などが重要な事業です。それらの事業は、同窓会長・副会長を筆頭に、総務・企画・学術・渉外・新聞・広報・女性医師ネットワーク・医療連携などの各委員会で、同窓生が委員となり、ボランティアで仕事を分担し協力しながら活動しています。

同窓会活動内容は、ホームページ上で見るができます。会員ページには、写真も多数掲載されています。

医学部学生（学生会員）と同窓会

同窓会は、同窓会学生会員である医学部の学生に対する支援事業として、60 周年記念奨学金をはじめ、卒業生に対する記念品・日本大学新聞縮刷版の贈呈、卒業記念 DVD 作成、東医体等功労者への同窓会長賞の授与、翠心祭・若樹祭への運営を支援しています。また、2017 年に、新たに学生会員連携委員会を発足させました。この委員会は、各学年の代表の学生委員と同窓生とで構成され、学生と同窓会の架け橋となっています。これまでも、学生からの声を受けて、コロナ禍における大学の教室のネット環境の整備や、医師国家試験の模擬試験の援助などを、医学部と共に行ってきました。さらに、同窓会の女性医師ネットワークと連携して、キャリアアップセミナーを開催しています。同窓会のセミナーは、本学の学生はどなたでも参加できますので、是非積極的に参加してください。これからも、同窓会は学生諸君を支援してきます。

学生の学会発表助成（同窓会協賛）

「同窓会協賛による学生の学会発表助成内規（令和 5 年 12 月 1 日施行）」により学会発表等に係る旅費（交通費・宿泊費）及び学会参加費の助成を受けることができます。

助成を受けることができる条件は以下の 1 と 2 を両方満たす場合です。

1. 学生自身が発表者である場合
2. 学会に指導教員の引率がある場合

申請にあたっては、学会参加の 1 か月前までに学会参加許可願を指導教員の承認を得た上で学生課に提出し、帰着後、7 日以内に指導教員の確認を得て学会発表報告書兼経費助成申請書

に学会参加経費精算書を添えて学生課に提出してください。学会発表報告書の内容は、同窓新聞に掲載されます。

申請書類一式は、医学部 HP の学生向けツール「様式一覧」からダウンロードができます。

(<https://www.med.nihon-u.ac.jp/document/download.php>)

県人会について

同窓会では、同窓生と医学部学生会員との親睦を深めるため、県会の開催支援をしております。同窓生の各県支部・地区支部からのリクエストや学生会員の皆さんからの OB との県人会開催のご要望があれば、学生会員連携委員会で支援いたします。すでに、埼玉県、新潟県、静岡県、愛知県、北海道などの開催実績もあります。コロナ禍も明けたので、今年度から再始動しますので、各県人会の開催のご案内をまいります。ご自分の出身地であったり、将来働いてみたい地域だったり、ご参加は自由です。是非ご参加ください。

同窓会に関するお問い合わせ 同窓会事務局 内線 2181

学生生活関係内規等

医学部翠心会会則	52
医学部翠心会加盟団体細則	55
医学部課外教育活動補助金配分基準	59
医学部翠心会長選挙規約	61
クラス連絡小委員会の取扱いについて	63
日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程	64
日本大学医学部学生表彰内規	68
日本大学医学部学生表彰基準	70
日本大学障がい学生支援に関する基本方針	71
日本大学医学部障がい学生支援ガイドライン	74
日本大学医学部同窓会協賛による学生の学会発表助成内規（抜粋）	76

医学部翠心会会則

〔昭和 50 年 3 月 20 日制定〕
〔平成 4 年 12 月 9 日改正〕
〔平成 5 年 4 月 1 日施行〕
〔平成 25 年 3 月 13 日改正〕
〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕

（目 的）

第 1 条 医学部翠心会（以下本会という）は、本学部学生間の親睦と各団体の円滑な運営を図り、学園生活の向上に寄与することを目的とする。

（組 織）

第 2 条 本学部全学生を会員とする。

2 本会の実務的な役割を担うものとして、以下の組織を配置する。

- ① 体育団体連合
- ② 文化団体連合
- ③ 翠心祭実行委員会
- ④ クラス委員会

3 各組織の運営等については別に定める。

（役 員）

第 3 条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 1 名
- ③ 体育団体連合議長 1 名
- ④ 文化団体連合議長 1 名
- ⑤ 会計 1 名
- ⑥ 書記 1 名
- ⑦ 常任委員 3 名以内
- ⑧ 翠心祭実行委員会委員長 1 名
- ⑨ クラス委員会委員長 1 名

（役員の選出）

第 4 条 会長は会員より立候補者を募ったうえで、別に定める選挙規約に沿って決定する。

2 体育団体連合議長、文化団体連合議長、翠心祭実行委員会委員長、クラス委員会委員長の選出方法については別に定める。

3 その他の役員は、会長が指名する。

4 本会会議における出席者の3分の2以上の決議、もしくは全会員の過半数の署名によって、役員をリコールできる。役員に欠員が出た場合、早急に前項に従って選出する。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合これを代行する。
- ③ 体育団体連合議長は、体育団体が健全かつ円滑な運営を行う。
- ④ 文化団体連合議長は、文化団体が健全かつ円滑な運営を行う。
- ⑤ 会計は、会計事務を行う。
- ⑥ 書記は、議事録の作成及び一般事務を行う。
- ⑦ 常任委員は、渉外及び本会の運営に必要な事項を行う。
- ⑧ 翠心祭実行委員会委員長は、翠心祭実行委員を代表する。
- ⑨ クラス委員会委員長は、クラス委員を代表する。

(任期)

第6条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 但し、翠心祭実行委員会委員長、クラス委員会委員長の任期については別に定める。

(役員の報告)

第7条 本会の役員を医学部長に報告しなければならない。

2 役員の変更・追加が生じた場合には、医学部長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 本会の会議は会長が招集し、議長を務める。

2 会議は本会役員、体育・文化団体主将、クラス委員をもって構成する。

3 会議は3分の2以上の出席者をもって成立する。

4 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合には議長がこれを決す。

(事業)

第9条 本会の事業を次のとおりとする。

- ① 各団体の活動支援
- ② 翠心祭開催支援
- ③ 翠心会議の開催
- ④ 新入生歓迎会の開催
- ⑤ 機関紙の発行
- ⑥ 主将会議の開催
- ⑦ 本学教職員、外部団体との連絡、交渉
- ⑧ その他本会に関する事項

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金)

第11条 本会の補助金を次のとおりとする。

- ① 事務連絡に関する補助金は、毎年4月に医学部長に補助金支給の申請を行うものとする。
- ② 本会の主催する行事に関する補助金は、行事予定日の1か月前までに、医学部長に補助金申請書、企画書・予算書を提出する。

(決算)

第12条 本会の補助金の決算は次の各号により行うものとする。

- ① 前条第1号による補助金の決算は決算書に領収書を添付し、翌年の3月31日までに医学部長に提出する。
- ② 前条第2号による補助金の決算は決算書に領収書を添付し、行事終了後1か月以内に医学部長に提出する。

(安全の確保)

第13条 本会は各団体に対して、活動時の安全確保に努めなければならない。

2 事故が発生した場合には、速やかに学生課に報告しなければならない。

(会則の改定)

第14条 会則の改定は、翠心会議において協議し、医学部長に報告し承認を得なければならない。

(その他)

第15条 本会則によりがたい場合には、その都度翠心会議を開催し協議するものとする。

附 則

この医学部翠心会会則は平成25年4月1日より施行する。

医学部翠心会加盟団体細則

平成 4 年 12 月 9 日制定
平成 5 年 4 月 1 日施行
平成 5 年 10 月 27 日改正
平成 16 年 2 月 20 日改正
平成 16 年 4 月 1 日施行
平成 24 年 6 月 27 日改正
平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 3 月 13 日改正
平成 25 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、医学部翠心会会則第 2 条第 3 項に基づき、体育・文化団体、翠心祭実行委員会、クラス委員会の運営等に関する必要事項について定める。

第 2 章 団 体

第 1 節 体育及び文化団体

(体育及び文化団体の要件)

第 2 条 新規加入を希望する団体は、翠心会議に以下の事項を文書で報告し、承認を得なければならない。

- ① 団体名、代表者部長となる医学部専任教員
 - ② 体育団体あるいは文化団体
 - ③ 活動目的、活動内容、活動場所
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 5 人以上の医学部学生の部員名簿
 - ⑥ 規 約
- 2 翠心会議にて、新規加入を承認された場合は、翠心会長が新規団体届出として第 1 項第 1 号から第 6 号を医学部長に提出しなくてはならない。
- 3 体育及び文化団体は、毎年度次の各号に挙げる書類を医学部長に提出しなければならない。
- ① 部員名簿
 - ② 活動計画及び報告書
 - ③ 予算書及び決算書
- 4 第 3 項の報告及び提出を怠った場合、または加盟団体として適正でないと翠心会が判断した場合は、翠心会議に諮り休部、廃部等とすることができる。
- 5 休部団体は補助金の受給や各会議における議決の権利を持たない。
- 6 休部期間が 3 年間を超えた場合は、翠心会議に諮り廃部にすることができる。
- 7 活動の再開を希望する場合は、第 1 項第 1 号～第 4 号を翠心会議に文書で報告し、承認を得なければならない。

(体育及び文化団体連合議長の選出)

第3条 体育及び文化団体連合議長は主将会議において互選する。

(任期)

第4条 議長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(主将会議)

第5条 主将会議は各団体の主将、もしくは代理人を以って構成し、連絡事項の伝達や各団体間の調整を行う。

2 主将会議は翠心会長が必要に応じ招集し、議長を務める。

(会計年度)

第6条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の種類)

第7条 削除

(補助金の申請及び支給額)

第8条 補助金の申請は、毎年5月に医学部長に申請書を提出する。

2 補助金配分基準及び配分基準表は別に定める。

3 削除

(決算)

第9条 補助金決算は、決算書に領収書を添付し翌年3月31日までに医学部長に提出しなければならない。

第10条 削除

第2節 翠心祭実行委員会

(役員)

第11条 翠心祭実行委員会（以下実行委員会という）に次の役員を置く。

- ① 委員長1名
- ② 副委員長1名
- ③ 管財担当1名
- ④ 広報担当1名
- ⑤ 企画担当1名
- ⑥ 広告担当1名
- ⑦ 会計担当1名

(役員の選出)

第12条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 その他役員は、委員長が指名する。

(実行委員会の構成)

第13条 実行委員会は、会員のうちから公募したものにより編成する。

(任期)

第14条 実行委員会役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(役員の報告)

第15条 実行委員会の役員を医学部長に報告しなければならない。

2 役員に変更が生じた場合には速やかに医学部長に報告しなければならない。

(会議)

第16条 実行委員会議は、実行委員長が招集し議長となる。

2 会議は必要に応じて随時開催することができる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の申請)

第18条 翠心祭開催に関する補助金の申請は、毎年5月に計画書及び予算書を医学部長に提出して行う。

(決算)

第19条 補助金の決算は、翠心祭終了後1か月以内に決算書に領収書を添付し医学部長に提出しなければならない。

第3節 クラス委員会

(クラス委員会の目的)

第20条 クラス委員会（以下委員会という）は、各クラスの連絡調整等を円滑に行うために設置する。

(構成)

第21条 委員会は、各学年2名から4名以内のクラス委員（以下委員という）によって構成する。

(委員の選出)

第22条 委員の選出は、前年度委員が候補者を推薦し、クラスの信任投票によって選出する。ただし、1年次生に限り学年担任等が協議の上決定する。

2 委員会における出席者の3分の2以上の同意、もしくは該当学年における全学生の過半数の署名があった場合、委員をリコールできる。

3 委員に欠員が生じた場合には、第1項により速やかに選出しなければならない。

(委員長の選出)

第23条 委員長は委員会において互選する。

(任期)

第24条 委員の任期を次のとおりとする。

- ① 1年次生の委員は6月1日から翌年の4月30日までとする。
- ② 2年次生から5年次生までは、5月1日から翌年の4月30日までとする。
- ③ 6年次生は5月1日から翌年の3月25日までとする。

(会議)

第 25 条 会議は委員長が招集し議長となる。

2 会議は必要に応じて随時開催することが出来る。

(報告)

第 26 条 委員会の委員を医学部長に報告しなければならない。

2 委員に変更が生じた場合には速やかに医学部長に報告しなければならない。

附則

1 この医学部翠心会加盟団体細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 52 年 4 月 1 日改正の学生の運動競技または文化団体補助金支給内規は、平成 4 年 12 月 9 日をもって廃止する。

医学部課外教育活動補助金配分基準

平成 5 年 10 月 27 日制定
平成 20 年 10 月 8 日改正
平成 20 年 10 月 8 日施行
平成 24 年 6 月 27 日改正
平成 24 年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、医学部翠心会加盟団体細則第 8 条に基づき、課外教育活動補助金（以下補助金という）配分等の必要事項について定める。

(補助金の配分区分)

第 2 条 補助金の配分区分は原則として次のとおりとする。

- ① 施設利用補助
- ② 活動内容補助
- ③ 規模別補助

(補助金の配分内容)

第 3 条 前条各号の配分内容を次のとおりとする。

- ① 前条第 1 号は、運動施設等活動場所の状況に応じて配分するもの。
- ② 前条第 2 号は、大会出場、社会活動等体育・文化団体の活動状況に応じて配分するもの。但し、体育団体の出場する大会・リーグ戦においては、他大学医学部が 3 校以上参加するもの、もしくは大会の規模を証明する資料を翠心会補助金配分審査会（以下審査会という）に提出し、審査会の了承を得たもののみ計上する。
- ③ 前条第 3 号は、体育・文化団体の部員数に応じて配分するもの。但し、体育団体の兼部は部員数に計上しない。

(配分額の審査)

第 4 条 補助金の配分額については、審査会に、あらかじめ各団体から提出された翠心会加盟団体年間活動状況報告書並びに算出基準表に基づき審査し、補助金額を算出するものとする。

2 審査会は、各団体の翠心会活動への協力度合いならびに、大学の名誉を高める等の活動実績に応じ、活動内容補助費の支給金額を加減することができる。

3 前項の審査結果に基づき医学部長に補助申請する。

(審査会の構成)

第 5 条 審査会の構成は、次の者をもって構成する。

- ① 翠心会長
- ② 翠心会会計
- ③ 体育団体議長
- ④ 文化団体議長

(補助金配分額の限度)

第6条 補助金の配分額は当該年度予算額内で行うものとする。

(罰則)

第7条 次の各号に該当する場合には、補助金配分の大幅減額を行う。

- ① 翠心会加盟団体細則第2条を履行しない団体
- ② 虚偽の報告をした団体
- ③ 翠心会の忠告に従わず規律を乱した場合

課外教育活動補助金配分基準表

配分区分	算出基準	補助ランク	補助金額 (円)
施設利用補助	活動施設がない	A ランク	160,000
	活動施設共有 (試合可能)	B ランク	90,000
	活動施設がある	C ランク	50,000
	文化部	D ランク	30,000
	施設不要及び休部	E ランク	0
活動内容補助	全医体出場		20,000
	東医体出場		30,000
	リーグ戦 (1 リーグあたり)		20,000
	その他大会出場 (1 大会あたり)		10,000
規模別補助 (文化部)	30 名以上	A ランク	30,000
	15 名以上 30 名未満	B ランク	10,000
	15 名未満	C ランク	0
	(運動部)		
	35 名以上	A ランク	40,000
	25 名以上 35 名未満	B ランク	30,000
	15 名以上 25 名未満	C ランク	10,000
	15 名未満	D ランク	0

附 則

この基準は平成24年4月1日からこれを施行する。

医学部翠心会長選挙規約

〔平成 25 年 3 月 13 日制定〕
〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕

(総則)

第 1 条 医学部翠心会会則第 4 条に規定する翠心会長の選出は、会則の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙管理委員会)

第 2 条 選挙管理委員会はクラス委員が兼任する。

2 翠心会長の任命により、選挙管理委員長を選挙管理委員の中から 1 人選出する。

(選挙管理委員会の任務)

第 3 条 選挙管理委員会は、選挙を迅速かつ公正に行う。

2 選挙管理委員会は、選挙の期日、場所、選挙方法及びその他選挙に関し必要と認める事項を全会員に周知しなければならない。

3 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは選挙管理委員会が決定する。

4 選挙管理委員長は選挙の結果、運営方法などを選挙後に翠心会議にて報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第 4 条 選挙権及び被選挙権は、全会員が持つ。但し、選挙管理委員は被選挙権を有しない。

(公示)

第 5 条 選挙公示は少なくとも選挙期日の 10 日前迄に行わなければならない。

(選挙方法)

第 6 条 選挙運動の方法については、立候補者と選挙管理委員長による協議にて決定する。

2 投票は一人一票、無記名で行う。

3 開票は全学年の投票用紙が集まり次第、立候補者立会いのもと行う。

4 当選の決定は有効投票の多数の順による。同数であった場合は、翠心会議にて決定する。

5 有効投票数が全会員数の過半数に満たない場合は、選挙を無効とする。

6 当選結果は、当選者の氏名及び学年のみ公示する。

(無効投票)

第 7 条 次の投票は無効とする。

① 選挙管理委員会の定めた用紙を用いないもの。

② 定められた投票方法に違反したもの。

③ 記載内容が判別しがたいもの。

2 曖昧なものは選挙管理委員長が判断する。

(異議申し立て)

第 8 条 選挙に関する異議は、開票日より 5 日以内に選挙管理委員長に対して書面で行う。

2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。

- 3 選挙管理委員会は異議が正当であるか否かを異議申立の日から3日以内に異議申立人に通知する。
- 4 異議が正当であった場合は選挙結果を無効とし、必要に応じて再選挙を行う。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、翠心会議の議決において協議し、医学部長に報告し承認を得なければならない。

附 則

この医学部翠心会長選挙規約は平成25年4月1日より施行する。

令和 4 年 1 月 1 4 日
学生生活委員会決定事項

クラス連絡小委員会の取扱いについて

- 1 学生生活委員会から学生生活に関する諸事項を学生へ連絡し、学生の意見を聴取して議論をする場を提供するため、学生生活委員会内の小委員会としてクラス連絡小委員会（以下「小委員会」という）を置き、学生生活の向上や改善に努める。
- 2 小委員会の代表は医学部学生生活委員会委員長する。
- 3 小委員会の構成員は、各学年の学生代表として選出されているクラス委員、翠心会長、体育団体連合議長、文化団体連合議長及び学生生活委員会委員とする。
- 4 クラス委員が学事等で出席できない場合は、代理の学生代表が出席することができる。
- 5 議題の内容によっては、外部有識者などの出席を求めることが出来る。
- 6 小委員会は、基本的に月 1 回開催するものとする。
- 7 小委員会の構成員は必要に応じ医学部学生生活委員会の一部に参加できるものとする。
- 8 小委員会学生委員は、各学年の学生から意見を集約し、本委員会にて議題を提言することができる。
- 9 小委員会学生委員は、学生生活委員会及び学生課からの報告・連絡事項等をクラス全体に周知する。

以 上

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程

平成4年11月20日制定	平成25年3月8日改正
平成5年4月1日施行	平成25年4月1日施行
平成19年6月1日改正	平成28年3月4日改正
平成19年4月1日施行	平成28年4月1日施行
平成22年3月5日改正	平成30年11月2日改正
平成22年4月1日施行	

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる給付金等は、日本大学学生傷害事故等基金から支給する。

(給付の対象及び適用)

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。

3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第2章 委員会

(学生傷害事故等給付金委員会)

第11条 この規程に基づく給付の可否及びその運用等について審議するため、本大学に学生傷害事故等給付金委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は、理事長及び学長の指名により大学が委嘱する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第13条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第14条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(学生傷害事故等調査委員会)

第15条 学部等に、学生傷害事故等調査委員会（以下「学部委員会」という）を置く。

2 学部委員会は、委員会から委任された当該学部等の学生の事故に関する調査を行い、学部長並び

に理事長及び学長に報告する。

(学部委員会の構成及び任期)

第16条 学部委員会の委員長は、学生担当とする。

2 学部委員会委員は、学生生活委員会委員及び学務委員会委員のうちから学部長が委嘱する。

3 学部委員会委員長及び委員の任期は第13条第1項に準ずる。

(学部委員会の招集)

第17条 学部委員会は、学部委員会委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければならない。

① 正課教育中の場合は担当教員

② 行事实施中の場合は当該責任者

③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者

④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者

⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。

① 領収書又はそれに代わる証明書

② 診断書(大学が必要と認めたとき)

③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 そ の 他

(所 管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事实施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。
- 2 昭和55年2月1日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

日本大学医学部学生表彰内規

平成4年2月5日制定
平成4年2月5日施行
平成20年12月10日改正
平成20年12月10日施行
平成27年3月18日改正
平成27年4月1日施行
令和5年10月26日改正
令和5年10月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学学生・生徒表彰規程（以下表彰規程という）第14条及び日本大学学生表彰基準（以下表彰基準という）に基づき、本大学大学院医学研究科・医学部・医学部附属看護専門学校学生（以下学生という）の表彰について定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰規程により学部長賞を設ける。

2 表彰規程及び表彰基準第7条3項により医学部団体賞を設ける。

3 表彰基準第4条及び5条に準じた成績を収めた学生に対し、表彰基準第7条2項により学部長名等を冠した奨励賞を授与する。

(表彰部門)

第3条 表彰部門は表彰規程第3条により次のとおりとする。

- ① 文化部門
- ② スポーツ部門
- ③ 功労部門
- ④ 善行部門
- ⑤ その他

2 奨励賞の対象は、前項第1号、第2号及び第5号とする。

3 第1項各号に定める表彰基準は、別に定める。

(表 彰)

第4条 受賞者には賞状を授与し表彰する。ただし、表彰に当たって、賞状と共に記念品を授与することができる。

2 学部長賞は第3条第1項第1号から第3号について学位記伝達式等において行ない、同第4号及び第5号については随時行う。医学部団体賞及び奨励賞は第3条の各号については、随時表彰することができる。

(推薦の方法)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の候補者・団体については、当該サークルの部長が推薦する。

2 第3条第1項第3号、第4号及び5号の候補者・団体については、学生生活委員長が推薦する。

(学部長賞の決定等)

第6条 第2条に定める各賞の受賞者・団体は、学生生活委員会が審査し、教授会の審議を経て学部長が決定する。

2 学部長賞の受賞者については、文書をもって大学に報告する。

(所 管)

第7条 この内規の事務は学生課がこれを所管する。

(内規の準用)

第8条 この内規は、看護専門学校に在籍する学生に準用する。

附 則

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

日本大学医学部学生表彰基準

平成 4 年 2 月 5 日 制 定
平成 4 年 2 月 5 日 施 行
平成 21 年 1 月 14 日 改 正
平成 21 年 1 月 14 日 施 行
平成 27 年 3 月 18 日 改 正
平成 27 年 4 月 1 日 施 行
令和 5 年 10 月 26 日 改 正
令和 5 年 10 月 1 日 施 行

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、日本大学医学部学生（以下学生という）・表彰内規（以下表彰内規という）に基づき、本大学大学院医学研究科・医学部・看護専門学校生の表彰基準について定める。

(学部長賞・医学部団体賞・奨励賞基準)

第 2 条 表彰内規第 2 条に定める各賞は、人物優秀で次の各号に該当する者又は団体に対し、授与するものとする。

2 奨励賞は次の各号で学部長賞と同等の成績を収めた者に授与する。

- ① 文化部門・スポーツ部門は、ブロック大会等の学外の大会で優秀な成績を収め、表彰されるなど本学部の名声を著しく高揚させた者又は団体とする。
 - (1) 文化部門候補者選考に当たっては、文化的な対象となる活動が公的機関等で表彰又はそれに準ずる成績を収めた者又は団体とする。
 - (2) スポーツ部門候補者選考に当たっては、東日本医科学生総合体育大会若しくはそれ以上の大会において優勝又はそれに準ずる成績を収めた者又は団体とする。
- ② 功労部門は、本学部の発展に功績が認められる。あるいは、本学部の名誉を高揚させた者又は団体とする。また、功労部門候補者の選考に当たっては、翠心会役員等のうち課外教育活動の運営に関し、特に貢献した者又は団体とする。ただし、本学部行事に貢献した団体に対しては表彰することができる。
- ③ 善行部門は、社会の模範となる行為が公共団体又は公共性の高い団体等から表彰された者。また、前記の団体から表彰された団体は、表彰することができる。

(その他)

第 3 条 学部長賞・医学部団体賞並びに奨励賞の授賞に当たって、この基準によりがたい場合は、学生生活委員会で審査し、教授会の審議を経て学部長が決定することができる。

附 則

- 1 平成 4 年 2 月 5 日制定の医学部長賞候補者選考申合せ事項は本基準に統合する。
- 2 この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

日本大学障がい学生支援に関する基本方針

日本大学は、本学の公共性に鑑み、本学の学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わないとともに、全ての者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するため、日本大学障がい学生支援に関する基本方針を定める。

1 目 的

本基本方針は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、本学における障がい学生への修学支援に関する基本事項及び本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定 義

本基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

① 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

② 社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

③ 学生

日本大学、日本大学短期大学部及び学部附属専門学校の学生（入学志願者を含む。）並びに付属高等学校、中学校、小学校の生徒、児童（入学志願者を含む。）をいう。

3 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方

① 不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、障がい学生に対し、正当な理由なく、障がいを理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない学生には付さない条件を付けることなどにより、障がい学生の権利利益を侵害することをいう。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい学生、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

② 合理的配慮

合理的配慮とは、障がい学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

過重な負担については、個別の事案ごとに、次の（１）～（３）の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

- （１）教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- （２）実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- （３）費用・負担の程度

4 障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制

本学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する体制は、次のとおりとする。

- ① 統括責任者は学長とし、学長のリーダーシップの下、本学が適切に障がい者差別解消を推進できるよう努めるものとする。
- ② 総括責任者は副学長（学生担当）とし、統括責任者を補佐するとともに、全学の状況を把握するように努め、各部科校が円滑に支援を行えるよう努めるものとする。
- ③ 各部科校の障がい学生支援体制の責任者は学部長（高等学校等においては学校長）とし、障がい者差別解消に関する推進及びそのための環境整備等に関し、当該部科校における障がい者差別解消に必要な決定を行うものとする。

5 不当な差別的取扱いの禁止

本学の教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生の権利利益を侵害してはならない。

6 合理的配慮の提供

本学の教職員は、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい学生の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をするものとする。

意思の表明は、障がい学生の家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい学生に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めるものとする。

7 支援体制の整備

障がい学生及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別の解消に関する

相談に応じるための支援窓口を次のとおり置くこととする。

- ① 学生支援センター
- ② 各学部等学生支援室
- ③ 入試係（入学志願者）

8 教職員への研修・啓発

本学は、障がい学生差別解消の推進を図るため、教職員に対し次のとおり必要な研修・啓発を行うものとする。

- ① 教職員に対して、障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解促進を行うための研修
- ② 教職員に対して、障がい特性の理解促進を行うとともに、障がい学生に適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発

9 情報公開

本学は、障がい学生に対する支援について、ホームページ等において情報公開することとする。

以 上

日本大学医学部（附属看護専門学校を含む）は、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、すべての学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう卒業まで可能な限りの支援を目指します。

基本姿勢

すべての教職員が、障がいを理由とした差別の解消に積極的に取り組み、障がい学生と障がいのない学生が共に学べるように支援します。また、障がい学生の効果的な支援には、学生の協力が不可欠です。障がいのない学生が、無理なく積極的に支援にかかわれるような体制を構築します。

支援内容

1 入学試験出願前の相談

障がいにより通常の入学試験の受験や入学後の修学に支障がある場合は、入学試験の出願前に学部の入試係に相談してください。本人，保護者，学部の3者による丁寧な対話のもと，受験の際の配慮内容や入学後に可能な配慮内容について確認を行います。学部の事情等によって希望する支援を提供することが難しい場合もありますが，可能な限り障壁を取り除き，受け入れられるよう努力します。

2 入学後の支援

障がい学生の支援窓口として，学部に「学生支援室」を設置します。学生支援室を介して教員（学年担任等），教務課，学生課，保健室などと建設的な対話を行い，具体的な支援を決定していきます。

① 入学時面談

入学が決まると早い段階で本人や保護者と面談を行い，必要な支援内容について再確認を行います。

② 定期面談・相談

障がい学生と定期的な面談を行い，支援が順調に進んでいるかを確認します。また，大学での勉強や学生生活に不安を抱えている学生に対して，気軽に相談できるよう「学生支援窓口」を整えています。

③ 授業支援

障がいに応じて可能な限り支援を行うよう努力します。

- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚障がい
- (3) 肢体不自由
- (4) 発達障がい，病弱・虚弱

障がいに応じて，専門知識や技術を持った人間性豊かな医師育成のため，個別に

対応を検討します。

④ 試験における支援

障がいに応じて、可能な限り支援を行うよう努力します。
試験時間の延長、支援機器の利用、試験教室の変更等

⑤ 就職支援

学生支援室に相談することにより、支援を受けることができます。

⑥ 学生生活支援

授業・試験以外の行事においても、障がい学生が参加できるよう、障がいに応じて、出来る限りの支援を行います。

施設設備の支援

障がい学生の有無に関わらずすべての学生が、キャンパスのどこにおいてもお互いに学び合える環境の整備をめざして、キャンパスの整備に取り組みます。

教職員・学生への啓発

すべての教職員・学生が障がいを理由とした差別の解消に対して正しく理解し、積極的に障がい学生支援に取り組むよう、講演会、研修会などの啓発活動を行い、すべての人に開かれた学部を目指します。

情報公開

障がい学生の在学状況、障がい学生に対する支援の方法などについて、学生便覧等において情報を公開します。

以 上

日本大学医学部同窓会協賛による学生の学会発表助成内規

（令和5年11月28日制定
令和5年12月1日施行）

（目 的）

第1条 この内規は、日本大学医学部（以下「学部」という）医学科に在籍する学生が国内で開催される学会において、自己の研究成果を公表することを奨励するため、日本大学医学部同窓会（以下「同窓会」という）の協賛を得てその助成を行うことを目的とする。

（助成対象となる学会）

第2条 助成対象となる学会は、指導教員から申請があり、学部長が参加を認めた次のものとする。

- ① 国内の学会・学術集会
- ② 国内で開催される国際会議又はこれに準ずるもの

（助成資格）

第3条 助成を受けることができるのは、指導教員の引率があり、学生自身が発表者であること。

（助成経費）

第4条 助成は、次の経費を助成するものとし、別表に基づき支給する。

- ① 学会発表等に係る旅費（交通費・宿泊費）
- ② 学会参加費

（助成限度）

第5条 助成する経費の支給限度については、次のとおりとする。

- ① 年度内1回とする。ただし、別の学会で口述発表する場合にはさらに1回とする。
- ② 1回当たりの旅費の支給対象期間は、3泊4日分を上限とする。
- ③ 前号の支給対象期間は、学会期間内を原則とする。ただし、特別の事情がある場合に限り、旅費支給対象期間の上限の範囲内で前泊を付すことができる。

（申請等手続き）

第6条 助成を受けようとする学生は、学会参加の1か月前までに学会参加許可願（様式1）に必要事項を記入し、指導教員の承認を得た上で、学生課に提出しなければならない。

2 学会に参加した学生は、帰着後、7日以内に指導教員の確認を得て、学会発表報告書兼経費助成申請

書（様式2）に学会参加経費精算書（様式3）を添えて学生課に提出しなければならない。

（決 定）

第7条 学会参加に伴う助成は、学生生活委員会の審議を経て、学部長が決定する。

（同窓会への報告義務）

第8条 学会参加経費の助成を受けた学生は、同窓会に対し、同窓会が定める方法で報告しなければならない。

（負担割合）

第9条 助成のための経費は、学部と同窓会で折半する。

2 学部は同窓会に対し、当該年度の実績報告書を提出し、前項の割合により経費を請求するものとする。

（所 管）

第10条 この内規に関する事務は、学生課が行う。

附 則

1 この内規は、令和5年12月1日から施行する。

2 学部と同窓会は、この内規の目的達成のため、適宜、協議を行うものとする。

3 本内規施行前に、既に学会発表を行っている学生に対しては、令和5年度に限り、この内規に準拠し助成できるものとする。

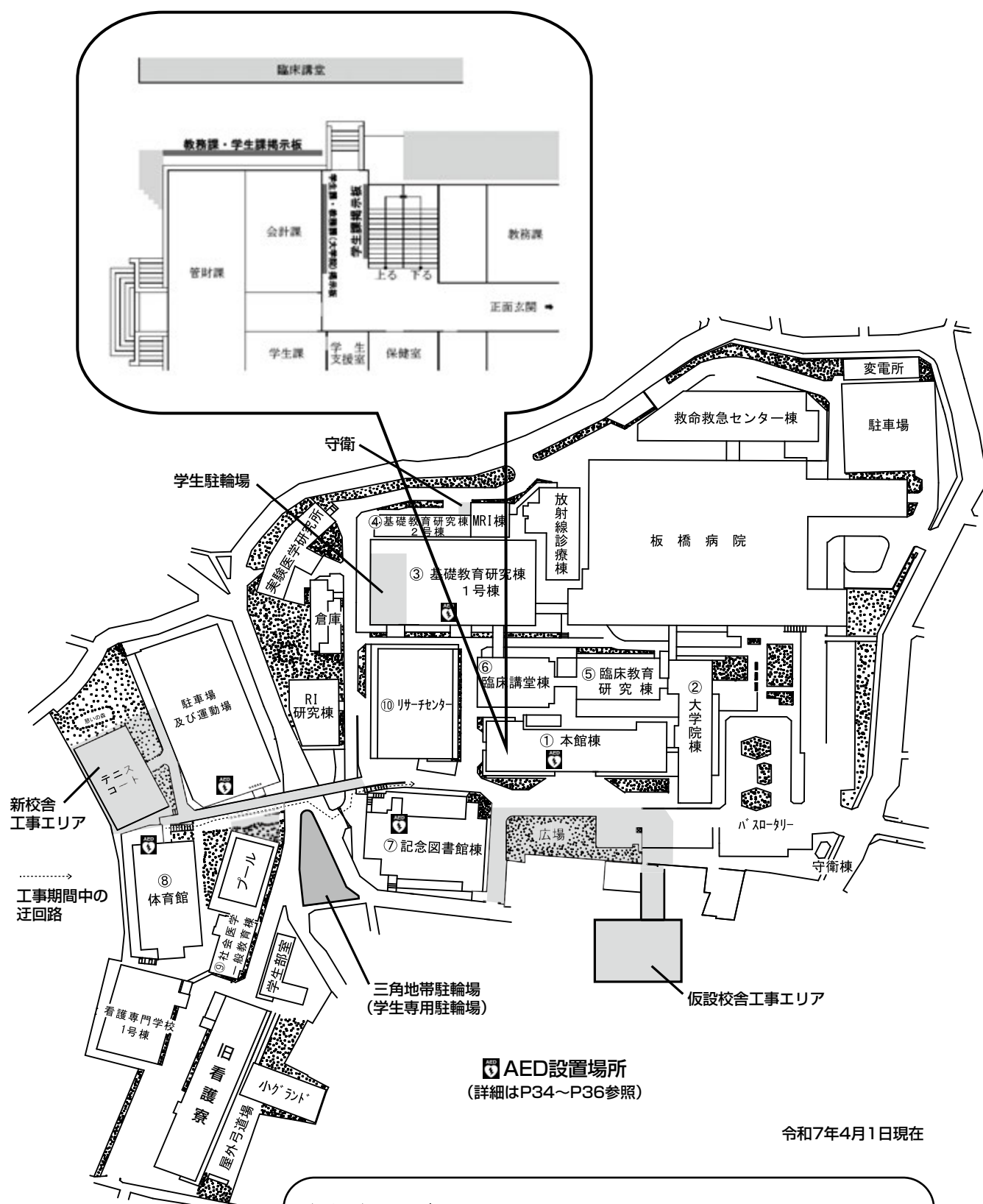
(別表)

交 通 費			宿 泊 料	学会参加費
鉄 道	航 空 機	船 舶		
普通料金 ただし、学割制度が適用できる場合は学割料金とする。			1泊当たり, 12,000 円を 限度とする実費	学会発表等のために必要な参加料 であって、食事、懇親会等に係る費 用を除いたものをいう。 20,000 円を限度とする実費

(注)

- 1 交通費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び交通機関により計算する。
一列車の乗車区間が 50km 以上の場合には、特急料金・急行料金・座席指定料金等を支給する。
- 2 前項の特急料金のうち、新幹線「のぞみ」は、乗車区間が 300km 以上の場合に支給することができる。
- 3 航空機の運賃は、緊急性、経済性その他やむを得ない事情があると認めた場合に支給することができる。
- 4 運賃は、利用可能な往復割引その他の各種割引を適用して計算するものとする。

キャンパスマップ・学部施設所在地



AED設置場所
(詳細はP34～P36参照)

令和7年4月1日現在

学部施設所在地

医 学 部	〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1	03(3972)8111 (代)
板 橋 病 院	〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1	03(3972)8111 (代)
看 護 専 門 学 校	〒173-0032 板橋区大谷口上町71-12	03(3972)8111 (代)

S. P. S.

2025年4月1日発行

編集・発行 日本大学医学部

〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町30-1

電話 03(3972)8128 (学生課直通)

03(3972)8111 (代表) (学生課内線 2141・2142)

学生課E-mail : med.gakusei@nihon-u.ac.jp



2025